

関西分権改革研究会報告書

# 分権改革における関西のあり方

*魅力ある関西に変えるために*

*関西から行動を起こし 地方分権の進化をめざそう*

2005 年 1 月

関西分権改革研究会

関西の6 経済団体

関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、  
神戸商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会

関西広域連携協議会の構成 12 自治体

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、  
奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市

## 関西から改革のうねりを

「国から地方へ」の構造改革を進めなければ日本の活力は蘇らない。とりわけ、経済力や人材に恵まれながら地盤沈下を続けている関西経済の活性化にとって最大の課題は、中央集権体制を打破し地方分権体制を確立することである。関西の経済団体が設置した「関西産業競争力会議」が7つの行動計画（2002年12月策定）のひとつに「地方分権の具体的推進」を取り上げたのはそのためである。

日本の分権改革は地方分権一括法の施行や三位一体改革など徐々に進みつつあるが、改革のテンポはいかにも遅い。改革を加速させるためには、関西の地方自治体、経済界、学界が一体となって、関西の発展にとって望ましい分権改革の具体案を提示し、地方から改革のうねりを起こすことが必要である。

そこで関西の6経済団体は、関西広域連携協議会を構成する関西2府7県3政令市の全知事・市長に、分権時代に関西はいかなる地域をめざすべきかを明らかにする「関西モデル」を策定する研究会を開くことを提案し、2003年7月「分権改革における関西のあり方に関する研究会（関西分権改革研究会）」が発足した。研究会の委員には経済界からはもちろん、各自治体の副知事、助役の方々にご就任いただき、学識経験者にも多数ご参加いただいた。

地方が自ら企画立案したことを直ちに実行に移せる本格的な地方分権時代に、関西が住民にとっても企業にとっても魅力ある地域であるために、産業振興や税制などの経済政策、福祉、教育などの社会政策はいかにあるべきか、府県を越える広域的な行政課題に対処するための広域自治組織はいかにあるべきか、それを実現するために国と地方の役割をどう改革すべきか、税財政制度をどう改革すべきかなどについて、延べ35回の会合を開きフランクな意見交換を重ねた。

議論の過程では立場の違いから意見が対立することもあったが、真摯に議論を続けたことによって、委員相互の認識も深まった。最終的に、具体策の細部にいたるまで全員の合意を得るには至らなかったが、関西の発展のために関西が一体となって総合力を発揮する必要があるという大筋では合意し「小異を捨てて大同につく」精神で、大多数の合意を得た内容を本報告書として取りまとめた。ご多忙の中、熱心にご参加いただいた委員やワーキンググループのメンバー、研究会の運営に多大な労力を費や

された事務局の方々に心から感謝申し上げたい。

本報告書の最終章で提言しているように、望ましい地方分権体制「関西モデル」を完成させるには、さらに掘り下げて検討を続ける必要がある。府県を越える広域課題を具体的に明確化し、その実現のために国からの権限、財源の移譲を促進する「受け皿」としての広域自治組織の具体案、福祉、教育のあり方についての関西の特色を活かした具体的内容、大都市制度や基礎自治体のあり方についてなどの検討である。関西の産官学が一体となった委員会を地方自治体、経済界共同で設置し、これらの課題について検討を続けることが必要であることについて委員全員が賛同した。本報告書を検討の素材として活かし、望ましい地方分権体制の実現に向けて、たゆみない努力が続けられることを期待したい。

2005年1月

関西分権改革研究会

座長 井上義國

# 目 次

第1章 はじめに .....	1
第2章 分権改革によって関西がめざす姿 .....	2
(1) 域内の多様な個性を尊重しつつ、総合力が発揮できる関西 .....	2
(2) 住民にとっても、企業にとっても魅力ある関西 .....	2
(3) 地方分権の推進が関西発展の鍵 .....	6
第3章 国と地方の役割分担のあり方 .....	7
(1) 役割分担改革の基本的考え方 .....	7
(2) 国の役割に関する改革 .....	11
(3) 国の地方支分部局の事務の再配分 .....	12
(4) 国の役割の見直し後の地方のあり方 .....	16
第4章 地方税財政制度のあり方 .....	18
(1) なぜ改革しなければならないか .....	18
(2) 地方税を中心とする歳入構造をめざす税源移譲を .....	20
(3) 選択の自由度が増す補助金制度改革を .....	22
(4) 互助の精神に基づく財政調整制度に .....	23
第5章 広域的な自治組織のあり方 .....	27
(1) 府県を越える広域的課題への対応 .....	27
(2) 広域地方制度に対する評価 .....	29
(3) 望ましい制度を選択する視点 .....	30
(4) 府県を越える広域自治組織の具体案 .....	31
第6章 地方分権の進化をめざして .....	37
(1) 地方制度調査会への要望 .....	37
(2) 関西から行動を起こす .....	38
別表1～3 .....	41
付属資料 .....	51



# 第1章 はじめに

## 研究会の特色と目的

本研究会は関西の6経済団体が共同で設置したものである。関西の2府7県、3政令市に参加が呼びかけられ、それぞれの副知事、助役・副市長が委員に就任したほか、ワーキンググループにも各自治体の関係部署の職員が積極的に参加した。「地方分権」をテーマにしたこのような研究会の設置は関西においても初めてのことであり、自治体、経済界、学界のメンバーがまとまった意見交換を率直に行うことができた意義は大きい。

研究会においては、地方行財政の実情を踏まえつつ、地方分権にかかわる問題を幅広く取り上げ、分権改革の具体的課題や関西として総合力を発揮するための方策について検討し、その成果を報告書に取りまとめることを目的とした。

## 分権改革の意義

### (a) 国の統治システム改革の一環

分権改革は、国から地方へ、官から民へ、集中から分散へという理念のもと、国の統治システム改革の一環として行われるべきものである。東京にあらゆる機能が集中している現状は異常であり、統治システムがもはや制度的限界を迎えている。分権改革を進めることによって、民間や地方が自由な発想で活動できるようになることが日本の活力を蘇らせる。

### (b) 地域の自立と自己責任の確立

分権改革は、中央省庁主導の縦割りの画一的行政システムを住民主導の地域の個性を活かした行政システムに切り替え、地域の自立と自己責任の確立を促すものである。地方自治体は、地域がめざす姿とその実現方策について、中央省庁に対してではなく、住民に対して十分な説明責任を果たさなければならない。

### (c) 住民自治の拡充

分権改革は住民による自己決定を可能にし、住民自治を拡充するものである。そのためには、補完性の原理に基づき住民に身近なところで政策の意思決定がなされなければならない。その結果、住民から受益と負担の関係が見えるようになり、行政サービスの水準と地域に係る負担のバランスの当否を住民に問いかけていくことになる。

## 第2章 分権改革によって関西がめざす姿

### (1) 域内の多様な個性を尊重しつつ、総合力が発揮できる関西

関西の相対的な地盤沈下の最大の要因は中央集権体制にある。日本の経済社会を一定の水準にまで引き上げるには有効な手段だったが、全国一律の地域づくりをめざす政策は、関西の強みや特長を活かすことにはマイナスに働いた。関西は進取の気象に富む人材を数多く輩出してきたにもかかわらず、人材が能力を発揮する「場」を十分に用意することができなかった。関西は変化の時代に対応できず、多くの人材が流出し関西の発展のためにその能力を活かすことができなかった。関西として反省すべき点はあるが、その遠因もつきつめれば長く続いた中央集権体制にあるといえる。

関西には、京都・大阪・神戸という個性豊かな3つの大都市が近接している。また、これら京阪神大都市圏の周辺には、豊かな自然に恵まれた地域が日本海沿岸から紀伊半島、太平洋沿岸まで広がっている。これらの都市や地域は、長い歴史の中で、それぞれ固有の文化を育んできた。域内の多様性や都市の個性を活かしてこそ関西の発展がある。だが、関西の現状は、多様性の特色を活かせないばかりか、総合力も低下して停滞している。

中央集権体制を打破し、地方が政策の優先順位を自ら決定し実行できるようになれば、豊富な資源や人材に恵まれた関西は世界の中でも有数な魅力ある地域に変えることができる。そのために重要なことは、関西の各都市、地域がそれぞれの発展をめざして知恵と個性を競いあうと同時に、関西全体の総合的な地域戦略のもと、選択と集中により重点的な政策を迅速に実行する体制を築き、総合力を発揮できる地域にすることである。

### (2) 住民にとっても、企業にとっても魅力ある関西

分権改革によって「地域」はどのように変わるのか。地域がその特色を活かし、人々の英知を結集して創意をこらし、自己責任によって地域づくりを競いあう。これこそが分権改革のねらいである。

国際化が進展する一方で、東京一極集中が進み、関西から企業の流出が増え、住民の流入が減っている。分権改革をテコとして関西を構成する地方自治体、企業、住民は、そこに暮らし活動することを誇りに思える魅力ある関西に変えていかなければならない。

関西は持てる強みや特色を活かし、分権時代にいかなる地域づくりをめざすのかを今から考え準備しておかなければならない。分権時代に関西がめざすべき姿を「関西モデル」として提案する。関西モデルの根幹は、住民にとっても企業にとっても魅力ある関西の実現である。

#### 住民にとって魅力ある地域

安全に暮らせることは住民にとって魅力ある地域の基礎的な条件である。住民にとって魅力ある関西に変えるため、教育や福祉のあり方も地方が自ら考え改革していかなければならない。その上、多様な業種の多数の企業が立地していることは雇用面から住民にとって大きな魅力である。後述の企業にとって魅力ある地域の条件の多くは、個人にとっても魅力ある地域の条件である。

#### (a) 安全の確保を独自の方式で

関西は阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた。最近では新型の感染症や食の安全を脅かす危機にも直面した。それだけに、防災についての関心は高く、その教訓とノウハウを豊富に持っている地域である。

関西を世界に先駆けた安全な地域にしていくためには、国の一律的な施策によるのではなく、関西地域の自治体が連携し自主的に計画を立て危機管理の方策を講じていくべきである。そのための権限と財源は国から地方に移し、関西独自の方式を創出できるようにしなければならない。

たとえ財源が限られていても、関西地域の住民にとって受益と負担の関係がわかりやすいシステムを準備し、実施の緊急性について住民の理解を得ながら効率性の高い整備を進めることも重要である。

#### (b) 教育や福祉の内容は地方に任せよ

戦後の教育制度が近年、子どもの学力レベル低下を招き、もともと子どもの教育には熱心な日本国民の多くに強い不安と不満を生じている。

学校教育については、地方の熱意と知恵を活用し、国は最低限のルールのみを定め、教育内容や学校の運営は地方に任せることが望ましい。国の一律の制度では学級定員や教員数について地域の実情に合わせた弾力的な運用ができず、非効率や無駄を生みがちである。

教育内容をどのようにするかについても、自由な雰囲気を好み、進取の気象に富む関西では各学校の自由度を高め、学校間の競争を促しながら域内全体のレベルアップの図れる地域をめざしたい。

関西は福祉の面で積極的に民間の力を活用できる地域でありたい。たとえば、

介護保険制度を予防重視型に転換し、介護サービスの質とコストパフォーマンスを高めるため、民間の創意工夫を活かせるシステムに見直す必要もある。都市部における公立の保育園や幼稚園の運営にも民間の参入を認める。これらを魅力ある関西づくりの特色としたい。

#### 企業にとって魅力ある地域

企業にとって魅力ある地域の条件はなにか。

- (1) 規制が緩やかで自由な経済活動が展開できること
- (2) 競争力ある国際空港とネットワークが完備し、グローバル活動が容易であること
- (3) コストの安い工場建設が可能なこと。サポーティング・インダストリーが整っていること。コストの安いオフィスや社員の住宅が調達可能なこと
- (4) ベンチャービジネスにとって立ち上げ時の資金調達が容易なこと
- (5) 多数の人材育成機関があり、企業への人材供給が容易なこと
- (6) 社員の家族のための優れた教育制度・環境が整っていること
- (7) 優れた研究機関が集積していること。各分野にわたる世界に通用する人材が多数住んでいて情報やアドバイスが受けやすいこと
- (8) 交通網・物流施設（港湾、道路、鉄道）が整備されていること。エネルギー、通信、ライフ・ラインが整備されていること
- (9) 法人税制が合理的であること
- (10) 住んで快適な地域であること（通勤事情、医療機関の完備、多様な教養娯楽施設、豊かな自然や観光資源）

このうち、(2)(5)(6)(7)(8)(10)は個人にとっても魅力ある地域の条件でもある。

関西には他の地域に比べ優位にある項目が多数ある。これらの条件を各府県にそれぞれワンセットで揃える必要はない。広域的に条件整備がなされることによって関西の魅力をさらに高めることができる。

たとえば広域的な取り組みを必要とするのは空港整備である。国際空港をはじめ基幹インフラについては地域が主体的に企画立案し、国がこれを尊重して計画を決定する仕組みが必要である。そのためには各府県・都市ばらばらではなく、関西としての地域的な一体性を堅固なものにしなければ力が発揮できない。

また、関西文化学術研究都市、播磨科学公園都市、神戸医療産業都市、彩都（国際文化公園都市）など高度な科学技術の研究開発拠点が関西に多数存在する。これらの間の緊密な連携をさらに強め、持てる力を関西の発展のために存分に活かしていかなければならない。

大阪湾ベイエリアの低未利用地の活用も遅れがちである。大阪湾臨海地域開発整備法の第三セクター要件などの制約があり、インフラ整備の財政負担の問題もあって、最終的に国の承認がなければプロジェクトを実行に移せないのが実情である。都市再生の面でも関西で決めたことがスピーディーに実行に移せるよう、国から関西に権限と財源を移すべきである。

長期的な地域戦略に基づき、関西の発展にとって最適な地域整備を自主的に決定し、実行のテンポを速めることによって、関西は企業にとっていっそう魅力ある地域となり得る。

#### 広域的視野による都市と農村の活性化を

関西は都市と農村（住民の多くが農林水産業に従事している地域）が対立するのではなく、両者の理解と交流を深め、もてる資源と長所を再発見しながら府県を越えた広域的な活動がスムーズに行える地域として魅力度を高めるべきである。

たとえば、人材の有効活用や老後生活の豊かさを追及するためには、府県を越えて都市と農村を結び付けるシステムが必要である。都市と農村の双方で失われたコミュニティを蘇らせることもできる。

個別の都市や農村が、自らの活性化のために知恵を出し成功した事例については、関西全体で情報を体系的に集め、すばやく関西の他の地域にそのノウハウなりシステムを普及させ活用するシステムが必要である。

#### 文化集積の保存と活用を

関西は「世界遺産」をはじめ歴史的資産や伝統芸能などの集積に恵まれている。恵まれ過ぎているだけに、その「ありがたさ」に気がついていないきらいもある。これらの持つ価値を再認識して大切に保存し徹底的に活かすことで、他の地域では真似のできない関西の魅力を高めることができる。

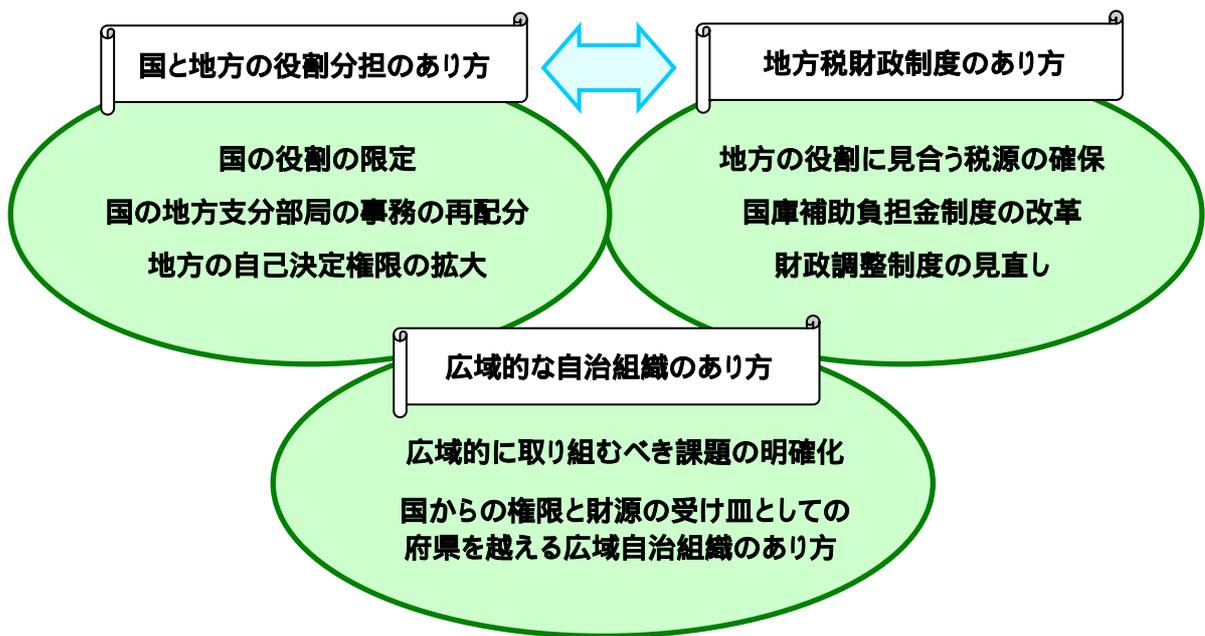
具体的には、奈良、京都に集中する歴史的資産の保存と活用を、個別の府県や都市の努力と負担だけに頼るのではなく、関西地域全体の財産として活かす発想である。これまでのように国の補助金だけに頼るよりも、関西全体で活用すべき資産であるからには、受益者である関西を構成する各地域が、その保存や観光資源として利便性を高めるインフラ整備などについて、関西としての優先順位を与え、応分の負担も覚悟する仕組みをつくることで分権時代の関西の強みを活かすことができる。

### ( 3 ) 地方分権の推進が関西発展の鍵

地方分権の推進によってこそ関西を魅力ある地域として発展させることができる。関西のことを関西が知恵を出して考え、直ちに実行に移せる地方分権体制に速やかに移行するためには、国と地方の役割分担を見直し、地方に任せるべき権限や事務を明らかにする必要がある。同時に、役割分担の改革に見合うよう、地方の税財政制度を改革し、地方自治体が財政的に自立できるようにしなければならない。さらに、府県を越える広域的課題を明確にし、それに取り組むための広域自治組織のあり方についても検討する必要がある。

このような認識のもと、当研究会では、地方分権改革に関して3つの検討課題をとりあげることとした。

#### 関西分権改革研究会の3つの検討課題



## 第3章 国と地方の役割分担のあり方

### (1) 役割分担改革の基本的考え方

全国的な統一性や公平性を重視した中央集権型システムでは、関西の活力の源である個性や多様性の特色を失わせる。

多様な住民ニーズや地域の実情に応じた地域行政、自己決定・自己責任の原則に基づく自治体運営を可能にする分権型システムに変えるため、国と地方の役割分担を改革しなければならない。

#### 役割分担に関する自治法改正の評価

1999年地方分権一括法により、地方自治法の抜本改正が行われ、法令上の国と地方の関係は大きく変わった。下表のように国と地方の役割分担の原則を明記するとともに、長年の懸案であった機関委任事務制度の廃止を行い、新たに自治事務と法定受託事務の区分が設けられた。これらにより国と地方は「上下・主従」から「対等・協力」の新しい関係に立つこととされたのである。

地方自治体	住民の福祉の増進を図ることを基本として、 <u>地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。</u>
国	(ア)国際社会における国家としての存立にかかわる事務 (イ)全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務 (ウ)全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施 (エ)その他 の国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

これ自体はまさに画期的なことであり、国と地方の役割分担改革の第一歩としては高く評価されるべきものとする。しかしながら、このような法改正にもかかわらず、現実の役割分担や国と地方の関係が大きく変わったという実感は地方にはない。それは次のような原因によるものと考えられる。

#### 役割分担の問題点と改革の方向

国や自治体が担う事務は、機能的には企画立案と管理執行に区分することができる。企画立案は端的にいえば、ある事務に関する法令や条例の制定権あるいは

予算上の決定権とみればよい。そして企画立案と管理執行を国と地方がどのように分担しているかによって、事務は下表の3タイプに大別できる(国を都道府県、地方を市町村と読みかえれば、両者の関係にも適用できる)。

	A	B	C
企画立案 (意思決定 = 広義の立法)	国	国	地方
管理執行 (行政的裁量、現場の判断)	国	地方	地方

(a) 企画立案と管理執行が分離している事務が多すぎる

わが国の国と地方の関係が変わった実感をもてない第一の原因は、企画立案権限を国が留保し、管理執行のみを地方が分担しているBタイプの事務が多すぎることである。

Bタイプの事務の典型は「法定受託事務」(法律・政令により自治体が処理することとされる事務のうち、国(都道府県)が本来果たすべき役割に係るもの)であるが、「自治事務」(自治体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの)においても実質的にBタイプになっている場合がある。また、実際には国と都道府県と市町村が三重に関わっている事務も少なくなく、その場合はもっと複雑である。

これらの事務は、複数の主体の責任・権限・財源が混在する多重構造となっており、責任の所在がわかりにくく、画一的な基準による無駄や二重・三重行政による非効率などの弊害をもたらしている。

Bタイプを減らすためには、例外的に管理執行権限を地方から国(市町村から都道府県)に返上する方法も考えられるが、基本的には企画立案権限を国から地方(都道府県から市町村)に移してCタイプの事務を増やしていかなければならない。

(b) 国による企画立案権限や基本ルール制定が過剰である

地方の事務をできるだけCタイプにする努力は必要だが、一方でBタイプの事務を全廃することは現実的ではない。国と地方が機能分担することでよい効果を生む事務もありうる。しかしその際、国の企画立案権限の下で、地方による管理執行の方法を詳細にわたり、かつ硬直的に決めているため、地方の実情に適さない施策が地域の個性・活力を失わせ、また無駄を生じている例が少なくない。このことが、国と地方の関係が変わった実感をもてない第二の原因となっている。

Bタイプの事務については、国による企画立案権限を最小限にとどめ、地域の実情に応じた管理執行が可能となるよう地方の裁量の余地を増やすべきである。

また、Cタイプの事務は、予算措置を講じて事務を行うか否かを選択決定する権限が地方にあるものだが、それとは別に、当該事務を行う場合に準拠すべき基本ルールは国が定めている場合が多い。このような基本ルールについても、必要最小限のものにすべきである。

(c) 国の地方支分部局が管理執行している事務が多すぎる

国と地方の関係が変わった実感をもてない第三の原因は、Aタイプの事務の存在である。特に、国の各省庁が企画立案し、その地方支分部局が分掌して管理執行している事務の中には、管理執行の権限を地方自治体に移してBタイプとすべきもの、さらには企画立案の権限も含めて地方に移してCタイプとすべきものが少なからずあるにもかかわらず、そのような見直しはほとんど行われていないのが実態である。

たとえば、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」は国の役割とされているが、その中には、必ずしも全国的な規模・視点は必要としていないが、都道府県を越える広域的な規模・視点が必要との理由によって国の地方支分部局に分掌させているものが含まれている。これらは、本来は地方に移すべきであり、そのために必要であれば都道府県の広域連携や合併を進め、あるいは道州制の導入を検討すればよい。

地方分権を推進する観点から、Aタイプの事務を重点化・純化するとともに、とりわけ地方支分部局の所掌事務については、本来的な国の役割であるか否かを厳格に点検し、Bタイプ、Cタイプにできるものは積極的に移譲すべきである。

#### 役割分担の基本原則

役割分担改革の方向性は前項に示したとおりであるが、それでは個々の事務をどのような基準でA、B、Cタイプに分類すればよいか、その基本原則ともいえる考え方をここで示しておきたい。要点は、企画立案と管理執行で分担の原則が違うということであり、そのためにBタイプが生じることになる。

(a) 企画立案に関する役割分担は補完性の原理で

まず企画立案に関する役割分担は「補完性の原理」に基づくべきである。補完性の原理は、基礎自治体を優先し、基礎自治体でできないことは広域自治体が担い、広域自治体でもできないことを国が担うという考え方であるが、ここで「できる」「できない」の判断は、あくまでも企画立案に関して行われる必要がある。

すなわち、基礎自治体で企画立案するという事は、当該事務の実施の可否やサービス水準について、他の基礎自治体とは「異なる決定ができる」ということであり、財政負担も含めてその結果にも責任を負えなければならない。それでは支障があるという場合は広域自治体に委ね、全国的に統一した意思決定が不可欠な場合は国に委ねざるをえない。

なお、自治体の規模や環境条件はさまざまであり、とりわけ基礎自治体は政令市から町村まで人口規模だけをみても大きな差があり、基礎自治体、広域自治体、国の間の補完のあり方が全国一律である必要はない。また、この三者だけが補完の主体である必要もない。近隣の基礎自治体と著しい差異がでると困るが、広域自治体の全域にまでサービス水準や負担のあり方を統一する必要はないといった場合は、自治体間の連携や協力の中で統一的な意思決定をしていくという方法も認められてよい。

さらに、複数の事務が相互に密接に関係している場合には、それらの事務の総合的な企画立案を行う必要がある、その意思決定の結果が他の自治体と異なるとよい限りにおいて、できる限り小さな単位でそれら複数の事務を包括的に担うことが望ましい。

(b) 管理執行に関する役割分担は効率性の原理で

管理執行に関する役割分担は「効率性の原理」に基づくべきである。つまり、できる限り少ない費用で、できるだけ大きな効果をあげるため、効率的にその事務を管理執行できるのはどの主体かを判断して役割分担を決める必要がある。

事務の性質によって、いわゆる規模の利益が働くことから、より大きな単位で行うことが適当な場合もあれば、住民等に対するきめ細かな対応が必要であり、むしろ小さな単位で行うことが有効な場合もある。効率性が同程度であれば補完性の原理を適用すればよい。

管理執行にあたっては、官から民への視点を積極的に取り入れ、企業、NPO、コミュニティなどのノウハウや専門性を最大限に活用する必要がある。

このようにして決まる管理執行主体が企画立案主体と異なる場合、その間の関係は一般的には委託や委任の関係になると考えられるが、一方的、強制的に企画立案主体が決めるのではなく、管理執行主体との間で契約を結ぶような関係が築かれることが望ましい。

なお、事務の性質によっては、基礎自治体から広域自治体に、あるいは広域自治体から国（の地方支分部局）に管理執行を委ねるといった場合があってもよい。

## ( 2 ) 国の役割に関する改革

### 国の役割の限定

国の役割についての地方自治法の規定は、国と地方の役割分担を検討する際の基本的な考え方として一定の合理性を有しているといえる。しかし、その表現は非常に抽象的であることから、国の役割をより重点化・純化するための法的措置も検討すべきである。

国の役割は、国際社会における国家としての存立に関わる分野のほか、全国的に統一されていることが不可欠な制度や基準等に関する事務、国が直接実施することにより効率性が著しく高まる施策や事業などに限定すべきである。

国の役割を重点化・純化するための事務の見直しにあたっては、国が処理している事務の一つひとつについて、本来果たすべき役割に係るものであるか、国においてその処理を特に確保する必要があるかを時代の要請に応じて厳格に点検しなくてはならない。

### 国の法的関与の見直し

現状では、法定受託事務はもとより、自治事務についても法令等によりさまざまな規制や義務付けがなされている。このような国による法的関与の廃止を行わなければ、自己決定・自己責任の原則に基づく自治体運営の実現は困難である。

地方自治体が自主的かつ総合的に事務を実施するため、少なくとも自治事務については、原則として、必置規制や処理基準、整備基準など事務の細則を定めた政省令を廃止し、これらを条例で制定できるよう個別法の規定を改正するなど、全般にわたって法令等の見直しを行うべきである。

ちなみに憲法第 94 条は、地方公共団体は「法律の範囲内で」条例を制定することができる」と定めているが、地方自治法は「法令に違反しない限りにおいて」とし、法律のみならず政省令に拡大して条例の制定範囲を制限しているとの説もある。そもそもこの条文を改正するのも一案である。

法定受託事務は、国が指示や代執行などの強い関与を行うことが認められている。国と地方を通じた行政の透明性、地方自治体の行政の効率化、地方の自主性の尊重という点から、それらの関与は最小限度にとどめられるべきである。また、法定受託事務は、できる限り新設されることのないようにするとともに、事務区分について、適宜、適切な見直しが行われるべきである。

### 地方の意見の反映

地方自治法は、国は「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当た

って、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とも定めている。この規定の精神を尊重し、国と地方の役割分担に関して今後制定される法令については、一方的な地方への事務の義務付け、枠付けは禁止すべきである。また、法令改正時に、既存の行政事務全般にわたって役割分担の見直しを行うべきである。

国が地方に影響を及ぼす法令を制定・改廃する場合においては、国と地方が対等の立場で協議できる場を常設するなど、地方の意見を反映する制度が保障されるべきである

### (3) 国の地方支分部局の事務の再配分

#### 事務再配分の必要性和検討方法

分権型社会にふさわしい新たな地方行政体制を構築するためには、国の役割を限定し、内政における諸課題は基本的に地方が担うこととするべきである。国は地方支分部局を設けて各省庁の所掌事務を分掌しているが、その事務のなかには、現行の府県や市町村において分担できるもの、府県を越える広域自治組織があれば地方で行うことができるもの等が含まれている。これらの事務をできる限り地方に移譲すれば、地方分権が格段に進展する。

このような認識から、当研究会では、地方支分部局の事務のうち地方に移せるものと国に残したほうが望ましいものを仕分けるため、研究会メンバーを対象とする「地方支分部局の事務の再配分に関する調査」を行った。あらかじめ再配分の基準を示して回答を求めたものではなく、メンバーの自由な判断で回答されたものから帰納法的に再配分の基準を導くことを試みたものである。各省庁の主要な地方支分部局（原則としてブロック単位のもの）について、まず局単位でそのあり方を検討し、さらに各省設置法に掲げられた地方支分部局の所掌事務ごとに再配分の検討を行った。

現実の再配分にあたっては、所掌事務にかかる定員や予算などの実態も調査し、必要に応じて事務のグループ化や細分化をしたうえで、国と地方の役割分担の基本原則に即して、地方が企画立案から管理執行まで一貫して行うことができるもの、少なくとも管理執行は地方が行う方が適切であるものを区分するなど、今後さらなる精査が必要である。さらに事務の中には民間に移すべきもの、事務そのものを廃止すべきものなどが含まれていると考えられるが、今回そのための検討は行っていない。

### 事務再配分の具体案

ここに記載する具体案は、前記調査結果から回答の過半数または3分の2以上といった基準を設けて再配分の原案を整理し、これをもとに議論を重ねてとりまとめたものである。

なお調査では、事務を担う主体として「何らかの府県域を越える自治組織」「府県または市町村」という選択肢を設けたが、以下では便宜的に、それぞれ「広域組織」「府縣市町村」と記載している。

#### (a) 局単位で事務を国に残すもの

下表に掲げる地方支分部局は原則として国に残すべきである。

これら各局の所掌事務は、地方自治法に示された国が本来果たすべき役割の類型のうち、

(ア)国際社会における国家としての存立にかかわる事務

(イ)全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動または地方自治に関する基本的な準則に関する事務

(エ)その他（国が本来果たすべき役割）

に該当しており、

(ウ)全国的な規模でまたは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施

に該当する場合も、文字通り全国的あるいは相当広域の規模・視点が必要と判断される。

これらの事務を無理に地方に移そうとすると、かつての機関委任事務制度が復活するおそれがあり、地方分権の流れに逆行する。

( :一部例外あり)

本省庁	地方支分部局	国の役割の類型
人事院	近畿事務局	エ
宮内庁	京都事務所	エ
公正取引委員会	近畿中国四国事務所	イ
国家公安委員会	近畿管区警察局	ウ、(イ)
防衛施設庁	大阪防衛施設局	ア
総務省	近畿管区行政評価局	エ
総務省	近畿総合通信局	イ、ウ
法務省	大阪矯正管区	エ
法務省	近畿地方更正保護委員会	イ、ウ
法務省	大阪法務局	イ
法務省	大阪入国管理局	ア
公安調査庁	近畿公安調査局	ア、ウ

財務省	近畿財務局	イ、(エ)
財務省	大阪税関、神戸税関	ア
国税庁	大阪国税局	イ
国土交通省	大阪航空局	ウ
気象庁	大阪管区気象台	ウ
海上保安庁	第五管区海上保安本部	ア

なお、管区警察局、総合通信局、法務局、財務局については、局の事務の大部分を国に残し、例外として以下の事務は地方（おおむね広域組織）に移すべきである。

#### 近畿管区警察局

移管先	事務
広域組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること</li> <li>・ 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること</li> <li>・ 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること</li> <li>・ 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること</li> <li>・ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案</li> <li>・ 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること</li> </ul>

#### 近畿総合通信局

広域組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・ 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること</li> <li>・ 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること</li> <li>・ 電波利用の促進に関すること</li> </ul>
------	--

#### 大阪法務局

府県市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること</li> <li>・ 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長に関すること</li> <li>・ 人権擁護委員に関すること</li> <li>・ 人権相談に関すること</li> <li>・ 法律扶助に関すること</li> <li>・ 司法書士及び土地家屋調査士に関すること</li> </ul>
-------	---

#### 近畿財務局

広域組織	・ たばこ事業及び塩専売の発達、改善及び調整に関すること
府県市町村	・ 地方債に関すること

#### (b) 局を再編し事務を再配分すべきもの

下表の地方支分部局は再編するものとし、国、広域組織、府県市町村の間で事務を再配分すべきである。

これら各局の所掌事務は、地方自治法に示された国が本来果たすべき役割の類型のうち、

(イ)全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動または地方自治に関する基本的な準則に関する事務

(ウ)全国的な規模でまたは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

に該当しているとみなされる。

しかし、必ずしも全国的な統一あるいは全国的な規模・視点が必要ではないものが含まれており、これらはできるだけ地方に移すべきである。

本省庁	地方支分部局	定員(人)	予算(百万円)	国の役割の種類
厚生労働省	近畿厚生局	135	7,695	イ、ウ
厚生労働省	府県労働局	4,648	139,668	イ
社会保険庁	地方社会保険事務局	3,265	53,936	イ、ウ
農林水産省	近畿農政局	2,010	154,382	ウ
林野庁	近畿中国森林管理局	471	12,386	ウ
経済産業省	近畿経済産業局	362	7,364	ウ
国土交通省	近畿地方整備局	2,694	1,276,711	ウ
国土交通省	近畿運輸局	512	7,308	イ、ウ

(注) 定員は 2003 年度末予定、予算は 2002 年度決算(社会保険事務局のみ 2003 年度当初予算) 地方整備局の予算には都道府県が支出官のものを含む。府県労働局と社会保険事務局は 2 府 7 県の 9 局の合計。地方分権改革推進会議調査資料による。

このうち、府県労働局と地方社会保険事務局は現在も府県単位の地方支分部局であり、原則としては府県に事務を移すことが可能であり、国に残す事務についてはブロック単位に集約すべきである。

その他のブロック単位の地方支分部局の場合は、地方に移す事務を現在の府県または市町村で担えるものか、何らかの府県を越える自治組織が必要となるものかを判断する必要がある。

下表は、当研究会の検討結果から、各主体が担うべき所掌事務数を整理したものである。広域組織か府縣市町村かで判断が拮抗したものは「広域組織または府縣市町村」という区分に入れた。具体的な所掌事務は別表 1 を参照されたい。

(数字は所掌事務数)

地方支分部局	事務を担うべき主体			
	国	広域組織	広域組織または府縣市町村	府縣市町村
近 畿 厚 生 局	10	-	-	29
府 県 労 働 局	2	-	-	26
地方社会保険事務局	5	-	-	4
近 畿 農 政 局	3	4	-	36
近畿中国森林管理局	1	-	2	-
近 畿 経 済 産 業 局	27	11	15	5
近 畿 地 方 整 備 局	4	5	18	18
近 畿 運 輸 局	4	7	14	13

#### ( 4 ) 国の役割の見直し後の地方のあり方

##### 府県域を越える自治組織

地方支分部局の事務の再配分を含む国の役割の見直しを行った場合、新たに地方において処理することとなる事務、あるいは国の法的関与が見直され地方自治体による新たな条例制定等が必要となる事務などを、現行の府県や市町村においてすべて受け止め、あるいは自己決定することができるかが問題となる。府県域を越える自治組織で企画立案または管理執行したほうが望ましい事務について、どのような自治組織がふさわしいかを検討する必要がある。

当面は、府県が事務を受けたうえで一部事務組合や広域連合などの現行制度を活用する方法が考えられるが、国の役割の限定化が進めば府県合併や新たな広域地方制度の検討も必要になる。

地方分権が真に実りあるものとなるためには、地方分権の担い手が全国画一的である必要はなく、地方の特色に応じて多様な広域自治組織の中から選択できるようにすればよい。

##### 府県と市町村との役割分担

地方分権の議論が進む中で、市町村の行政体制整備が必要との認識から、市町村合併が積極的に促進されている。国の役割の見直しと市町村合併の進展に伴い、府県と市町村との役割分担も見直しが必要になる。

市町村は、住民に最も身近な総合的行政主体として、住民生活に密着した対人サービスやまちづくりに関する事務など、地域社会の多様な事務を担い、これまで以上に大きな役割を果たすことが期待される。

府県は、地域の総合的コーディネーターとして、市町村域を越える広域的な行政需要に対する総合調整や連絡調整の事務を担うこととなる。地理的条件などから合併が困難な市町村に対する、補完・支援・調整機能の役割も期待される。ただし、大都市を抱える府県と、大都市がほとんど存在しない府県では、事務の内容が実質的に大きく異なってくると考えられ、地域の実情に応じた役割を柔軟に果たしていくことが求められる。

##### 地方自治の変革による協働型社会の構築

国と地方の役割分担改革に伴って、地方が「自ら治める」範囲は確実に拡大する。地方は、これまでのように国の指示や指導に頼らず、主体的に判断し責任を負うという意識改革が必要である。

地方自治体は、住民ニーズに鋭敏かつ的確に応じるために、積極的に情報公開、

情報提供を行い、行政への住民参加を要請していかなければならない。また、住民や企業等との連携・協力による地域づくりを行うべきである。

住民は、真に自立した見識あるパートナーとして地域の政策形成過程に参画し、公的部門をすべて地方自治体に依存するのではなく、自助と互助の精神で個人が果たすべき役割が拡大することを自覚しなければならない。

多様化、高度化する行政課題について、地域のあらゆる主体が高い志と信念をもって協働することが、真の地方自治を実現させる。

## 第4章 地方税財政制度のあり方

### (1) なぜ改革しなければならないか

地方の自由度を高め、財政的自立を確保する

関西のめざすべき姿を実現するには地方税財政制度の改革も不可欠である。

国から地方への基幹税による税源移譲を実施し、国と地方の役割分担に見合うよう税源配分を変えなければならない。地方税を中心とした歳入構造のもとでこそ、真に自立的な行財政運営が可能になる。また、国の関与をなくすため、国庫補助負担金は原則として廃止し、自治体の政策自由度を高めるべきである。これらの改革を通じて、住民は受益と負担を考えて行政に対する政策ニーズを明らかにすることができる。国の非効率さが地方の非効率につながる現状の行財政システムも変革される。

しかしながら、国と地方の役割分担に見合う税源配分の見直しを行い、国庫補助負担金は原則として廃止した場合、税収と財政需要の地域間格差が拡大する可能性がある。自治体の財政的な自立に向けた取り組みを阻害しないかたちで、その格差を適正に調整する仕組みの構築も必要である。税源移譲、国庫補助負担金の改革とあわせて、財政調整のあり方を見直すべきとする三位一体の改革の理由はここにある。

なお、国・地方ともに多額の財政赤字をかかえている中で、行財政改革を徹底し、財政の持続可能性を回復することも重要であり、国と地方の税財政改革は住民によるチェック機能を強化する観点からも求められている。

#### ピンチをチャンスに変える改革の理念

地方税財政制度の改革は、国の制度改革に巻き込まれてピンチに陥っている地方財政の現状を、地方自治体の努力と意欲的な挑戦、これを前提とした自治体間の協力によってチャンスに変え、新しい地方財政システムへと生まれ変わらせるものである。当研究会が念頭においた改革の理念は次の3つである。

(a) 努力すれば報われる	(b) 失敗を恐れず挑戦できる	(c) 苦しいときは助け合う
インセンティブ (自立発展への動機づけ)	セーフティネット (救済措置と一定の保障)	パートナーシップ (対等な協力関係)
結果平等を求めず 機会を平等にする	ナショナル、リージョナル ミニマムを確保する	受益と負担を明確化し 全体としてバランスさせる

(a) 努力すれば報われる（インセンティブ）

努力したものが報われる地域社会を築くことが関西を魅力ある地域に変える。地方自治体の場合も、企業や住民にとって魅力のある地域づくりに努力をすれば、税収増を通じて財政が健全化し、自治体経営の自由度がさらに増すといった形で報われる。政策を自由に選択し実行するための機会を平等に提供し、努力のためのインセンティブが働くように税財政システムを設計しなければならない。

(b) 失敗を恐れず挑戦できる（セーフティネット）

努力をしても失敗することは誰しもある。失敗を恐れていてはリスクに挑戦できないが、地方自治体の場合、住民の生活に直接影響を及ぼすことから、万一の場合の救済措置を用意しておくほか、標準的な行政サービスの提供を最低限確保する観点からすべての自治体に財政的な一定の保障を行うことは必要である。そのようなセーフティネットがあれば、意欲的な政策にもチャレンジできる。

(c) 苦しいときは助け合う（パートナーシップ）

関西が総合力を発揮していくためには、自治体がそれぞれ努力をすることを前提に、自治体間の連携を強化しなければならない。自治体がおかれた環境条件はさまざまであり、たとえ同じだけの努力をしても、それによって報われる程度には差がでてくる。その環境条件もまた努力次第で変わりうるが、それまでは自治体間のパートナーシップ（対等な協力関係）によって助け合う必要がある。これについて住民の理解を得るためには、住民の受益と負担がどのような範囲で、どのようにバランスしているかを住民に明確に示すことが重要であり、説明責任を果たせる制度にしなければならない。

長期的視点が不可欠

「三位一体の改革」の第1期（2004～06年度）、第2期（2007～09年度）のみならず、その先をも展望して改革案を検討しておかなければならない。時間軸を長くすることによって、さまざまな変化を前提に議論していくことにつながり、その結果、それぞれの自治体の努力を前提にした対等な協力を念頭において制度を設計できる。

以下に述べる改革案は、今後、三位一体の改革、道州制の議論などの動きをふまえ、さらに検討していく必要がある。府県と政令市との立場の違い等があり、改革の方向は一致していても具体案について必ずしも意見の一致をみていない部分があるが、関西から問題を提起して改革を促進するねらいがある。

## ( 2 ) 地方税を中心とする歳入構造をめざす税源移譲を

### 役割に見合う財源の確保

国と地方の役割分担を改革し、地方の役割に見合った、地方税を中心とした歳入構造に地方自治体の財政構造を変えて、自治体が自立的な行財政運営を行えるようにしなければならない。現在の三位一体改革のように国庫補助負担金の削減に見合う額の税源移譲だけでは不十分であり、役割に見合った財源を確保できるよう税源移譲を行うべきである。

地方の多様なニーズへの対応を可能にし、安定的で偏在性の少ない地方税体系であるためには基幹税による税源移譲が不可欠である。同時に、税率設定や課税対象の選択肢をふやすことも必要である。また、住民からみた受益と負担の関係を明確にしていくためには、使用料や手数料も含め応益的な負担という観点を加味することが望ましい。さらに、自治体の努力が報われるような仕組みを組み込まなければ、グローバルな地域間競争に打ち勝っていくことはできない。このような観点から具体的な税源移譲のあり方を考えるべきである。

適正な財政運営が行われているか否かをチェックする機能を住民、企業、NPOなど地域の構成員に保障することも必要である。これが自己責任である。チェック機能が適正に発揮される前提として、住民の受益と負担に関して住民にわかりやすい情報提供を行うことが不可欠である。効率的な財政運営の実態が住民に理解されてはじめて、新たな政策に伴う新たな負担を地域の構成員に求めることも可能になる。

### 個人住民税、地方消費税、法人課税の改革を

以上のような基本的考え方に基づき、基幹税のうち、個人住民税、地方消費税、法人課税を移譲税目の検討対象と考え、特徴を整理すると、次のようになる。

なお、地方税であれば本来は税率設定の自由が地方自治体になければならない。しかし、固定資産税を除くと基幹税は国と地方で課税対象を共有しているため、国の政策目的にそった国税の改正に伴って地方税も改正されるというのが現状である。これを改めて、国と地方が協議して課税標準や税率の決定を行っていくことが地方の自由度を高めるひとつの方策である。

#### (a) 個人住民税

個人住民税は、地域の構成員がその地域経営に必要な財源を負担するという観点では地方税の中核となる税である。現在のような累進的な税体系よりも、応益性という意味で比例税率化や課税最低限の引き下げなどによって広く薄く負担

することが望ましい。わずかでも税を負担することで納税者意識をもてば自治体運営や地域経営への関心が高まり、ひいては財政の効率や政策の効果を高めることにつながる。また、地域経営の努力により、課税対象が増加する性格のものであり、その意味で努力が報われる税のひとつである。

(b) 地方消費税

清算後の地方消費税（納税ベースではなく歳入ベースの地方消費税）は、地域間での偏在性が少なく、ある程度安定的に消費が継続されることから、地方税の中核となる税である。地方消費税率の上昇に伴って、税に対する信頼性と透明性の確保がより重要になることから、事業者免税点制度の見直しやインボイス方式の導入を国の消費税と合わせて検討する必要がある。

(c) 法人課税

法人課税は、地域の偏在が大きく、また景気等による影響も受けやすい。しかしながら、企業も自治体から一定のサービスを受けることは事実であり、地域の構成員として一定の税負担を行うべきである。その一方で、地方自治体も企業にとって魅力的な地域づくりに成功すれば法人からの税収が増え、努力を怠れば税収が減るということを理解しなければならない。

安定性と自助努力の双方をにらんだ組合せ

以上のような税目ごとの特色をふまえて、税源移譲すべき税目を考え、あわせて税源の偏在を是正する財政調整の方法も検討する必要がある。当研究会においては、メンバーから移譲税目や財政調整についてさまざまな意見が出されたが、議論を進めるうちに、各意見はおおよそ下表の3つのパターンに整理できることがわかった。3案は必ずしも三者択一の関係にあるものではない。

ケース	税源移譲	広義の財政調整	
		税収分割	狭義の財政調整
A 案	所得税 + 消費税 (住民税の比例税率化)	地方消費税の清算	地方交付税
B 案	所得税 + 消費税 + 法人税 (事業税の外形課税拡充)	地方消費税の清算 事業税分割基準 の見直し	地方交付税
C 案	所得税 + 消費税 (A 案より移譲額が大)	地方消費税の清算 譲与税方式	地方交付税 逆交付税方式

A案は、税源の偏在が少ないこと、安定的であることを優先的に考え、移譲税目を所得税と消費税とし、個人住民税については比例税率化を図るという案である。消費税についてはすでに消費関連データに基づく清算が行われており、清算後の地方消費税は税収分割をしているといえる。

B案は、A案に努力が報われる視点を加える案である。安定性、普遍性に欠けるという指摘はあるが、企業誘致による効果や大都市における需要を勘案して、所得税、消費税に法人税を加えて移譲税目とする。法人課税は、景気変動の影響、地域間の偏在が大きいといわれるが、法人事業税の外形標準課税の拡充や経済活動の実態に即した分割基準の見直しなどによって、ある程度、緩和することができると思う。

C案は、A案と同じ税目だが、さらに大きな額を移譲することにも備えて、新たな財政調整の方法を取り入れようとする案である。この具体的方法については、財政調整制度の項で述べる。

### (3) 選択の自由度が増す補助金制度改革を

#### 国庫補助負担金は原則廃止

国庫補助負担金は、日本が先進諸国の水準に追いつくことに大きく貢献してきた。しかし一方で、全国画一の統一性と公平性の重視は、地域特性を希薄にし、地方自治体が住民ニーズを汲み取りながら独自に政策を決定し実行することを妨げてきた。現在の日本においては、自治体の自主的な判断に委ねた方が地域の実情に適合し、効果的な事業執行や地方歳出全体の抑制にもつながること、また受益と負担の関係が明確にされることから、税源移譲を前提として、国庫補助負担金を原則として廃止すべきである。

しかしながら、

- (1) 特定地域に交付されるべきもので税源移譲になじまないもの
- (2) 特定地域における臨時巨額の財政負担を要するもの
- (3) 本来的に国で実施すべきもの

については、例外的に存続させる。

国庫補助負担金を廃止する際には、補助金交付とセットで行われている国の関与も無くすように関係法令の見直しを行わなければならない。このことによって、自治体の政策の自由度が高まることになり、財政責任を伴うかたちで政策を決定できるようになる。

なお、国庫補助負担金の補助率の引き下げは、国による関与の制度が温存され、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁にすぎないことから、

絶対に行うべきではない。

さらに、本来的に国で実施すべき事務の管理執行を地方に委ねる場合の国庫補助負担金は、契約によって予め責任の所在を明らかにする「委託金制度」とすべきである。

#### 国庫補助負担金の廃止に伴う事業の見直し

国庫補助負担金の廃止・見直しの具体案については、2004年8月に地方六団体の考え方が「国庫補助負担金等に関する改革案」として公表され、各省庁との意見の応酬があった。そこで欠けていたのは、国庫補助負担金を廃止した場合、各自治体はその事業を地域の特性や特徴にあわせてどのように見直していくかを住民に示し、世論を喚起していくといった努力である。国庫補助負担金が廃止されれば、国の法的関与の見直しとあいまって、自治体の自由度と創意工夫の余地が大きくなる反面、その責任も全面的に負うことになる。

関西における教育や福祉の新しいあり方や選択と集中による社会資本整備の進め方の具体案については今後、産官学が一緒に議論していき、具体的な姿を共有していくべきである。その過程では、さらなる国庫補助負担金の廃止の可能性もある。

#### (4) 互助の精神に基づく財政調整制度に

##### 現行地方交付税制度の見直しは必須

国と地方の税源配分を見直し、国から地方に基幹税による税源移譲が行われ、地方の役割に見合った税源を確保できたとしても、税源の偏在は残る可能性が高い。これを解決するため、なんらかの財政調整制度が必要である。だが、一方でその財政調整の仕組みが地方の自立を阻害しないようにしなければならない。

現行地方交付税制度は、あえて単純化していえば、収入額が需要額を下回っている地方自治体の「財源不足額」を交付税によって補填するという財政調整である。そのための原資として国税5税ごとに交付税率が法定されているが、現状においては、これにより算出した総額と「財源不足額」の総額に乖離があり、この乖離を埋めるために特別会計における借入や臨時財政対策債の発行により必要な額を確保してきている。このような中で、需要額は景気対策などによって拡大傾向にあったものを抑制する方向に政策が転換されつつあり、収入額は税制改正によって地域の納得性を高める方向に一定の見直しが行われてきている。

国、地方ともに大きな財政赤字を抱えており、そのうえに介護保険制度の導入や高齢人口の増加に伴う医療費負担の増加など財源保障が必要な分野が拡大し

ている。財政の持続可能性を回復するためには、現行地方交付税制度についても改革が不可避である。地方自治体が住民の付託に応え、教育、医療、福祉などの標準的な行政サービスを安定的に供給するため、必要な財源は今後とも保障されなければならないが、その水準の適正化について厳格に検討していくべきである。

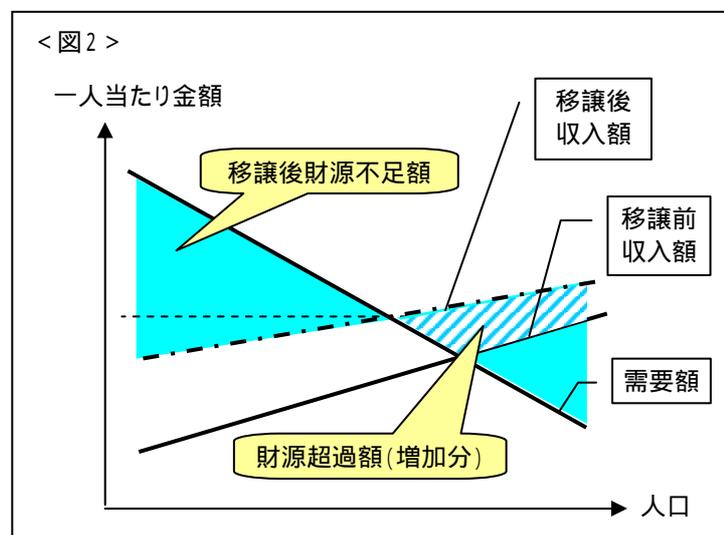
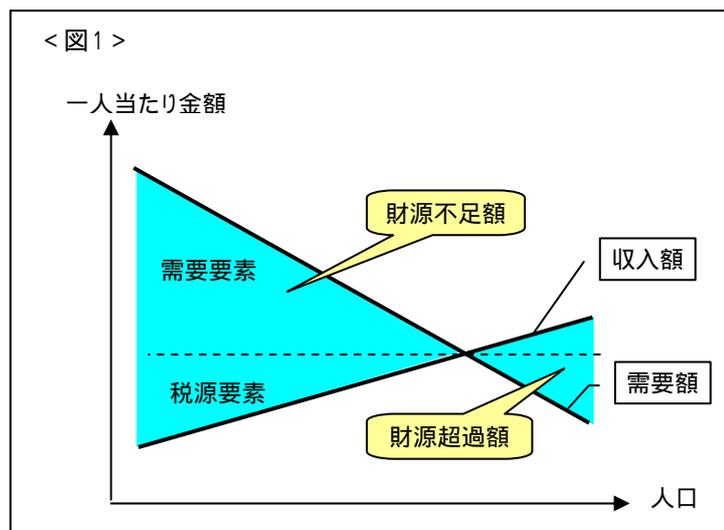
### 税源移譲に伴う財源超過額の増加分に対する財政調整の検討（C案）

国から地方に税源移譲を行うことによって、地方税の収入額は全体的に増加する。補助金削減分を無視し、需要額が変わらなるとすれば、収入額が需要額を下回る自治体の「財源不足額」が小さくなり、収入額が需要額を上回る自治体の「財源超過額」が増え、かつ一部の自治体は財源不足から財源超過に転じる。この「財源超過額」にも着目して地方間の財政調整を行う方法として、ここでは先に述べたC案の「譲与税方式」と「逆交付税方式」について提案する。

2つの方式に共通する基本的な考え方を整理しておく。人口を横軸に、一人当たり金額を縦軸に、各自治体の需要額と収入額をプロットすると、おおよそ需要額は右下がりの直線、収入額は右上がりの直線になることを出発点に考えている（図1）。

わが国の自治体は、教育、福祉等の対人サービスだけでなく、社会資本整備等も担っており、過疎地特有の事業があることや小規模自治体の単位コストが割高になることから、一人当たり需要額の直線は右下がりとなる。一方、人口の多い自治体ほど企業からの税収が多く、個人の所得水準も高いことから、一人当たり収入額の直線は右上がりになる。

需要額と収入額の直線が交差する点から左側に見える三角形が「財源不足

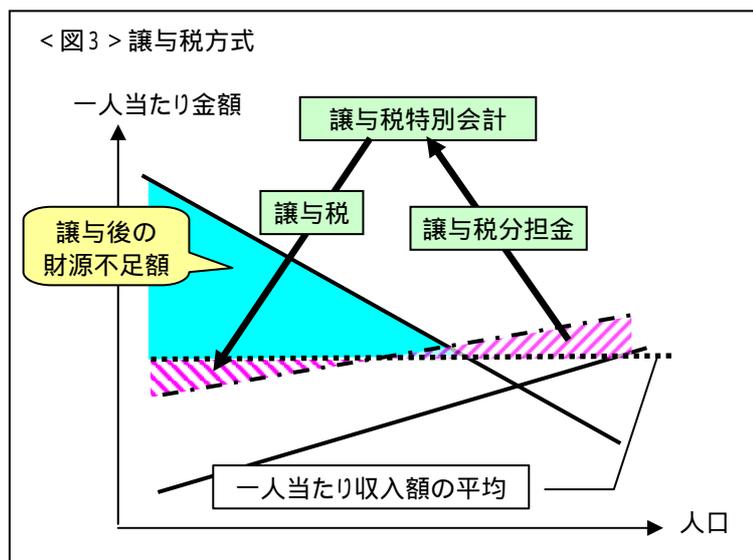


額」である。このうち、交差点を通る水平線から上の部分が「需要要素」、下の部分が「税源要素」であり、両者を対象に調整するのが現行交付税制度の特色である。また、交差点から右側の三角形は「財源超過額」である。

ここで税源移譲が行われると、需要額が一定という前提から、収入額の直線のみが上方にシフトする（図2）。税源移譲に際して、たとえば住民税の比例税率化を行うことで一人当たり収入額の格差は縮小し、直線は従前よりは水平に近づく。新しい交差点から左右にできる三角形をみれば「財源不足額」が小さくなる一方、「財源超過額」が拡大することがわかる。

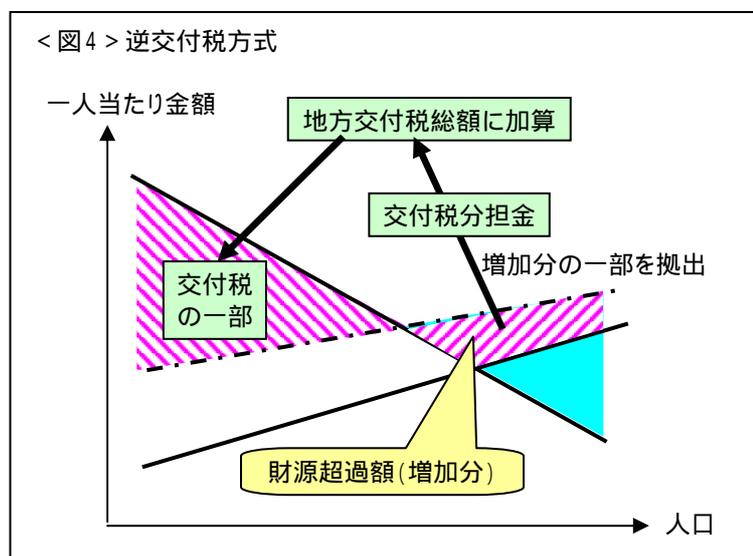
(a) 譲与税方式

譲与税方式は、一人当たり収入額の格差をさらに縮小するため自治体間で税の譲与を行おうとするものである。仮に完全に格差をなくせば収入額の直線は水平になる（図3）。このため具体的には、一人当たり収入額の各自治体間の平均値に着目し、平均値を上回る自治体が超過額を「譲与税分担金」として譲与税特別会計に拠出し、平均値を下回る団体が「譲与税」として受け取る。その結果、財源不足額は「需要要素」だけになり、この部分は地方交付税で調整することになる。



(b) 逆交付税方式

逆交付税方式は、一人当たりの収入額と需要額の差に着目し、収入額が需要額を上回る団体の「財源超過額」で、収入額が需要額を下回る団体の「財源不足額」を補填するものである（図4）。具体的には上回る団体が超過額を「交付税分担金」



として支出し、交付税の原資に加算したうえで、下回る団体が交付税の一部として受け取る。この場合、従来の地方交付税と同様、「需要要素」と「税源要素」の双方を対象に調整することになる。

なお、「財源超過額」のすべてを財政調整の財源にあてることになれば、自治体が独自の創意工夫を行うインセンティブをまったく奪ってしまうことになる。自治体の努力が報われるよう、たとえば、今回の税源移譲に伴い増収となる部分の一定割合に限って拠出するといった方法が考えられる。

#### 関西の役割 - 望ましい財政調整の検討と発信に向けて

こういった地方間による財政調整を可能にするためには、その前提として、すべての自治体が住民に説明責任を果たしながら行財政改革の努力を行うことが求められる。また、財政調整制度の改革は、自治体を取り巻く環境の変化と各自治体と住民の努力いかんによって、各自治体が置かれる立場が変化することを住民も自治体も認識し、長期的な視点をもって制度設計を考え、合意していくべきものである。

2府7県3政令市の関西地域は、現在、税財政の構造上、改革に伴う利害得失が比較的少ない「中間的な」位置を占めている。これに対し、東京都や中部地域は、改革によって利得が生じやすく、北海道、東北、関東（東京都を除く）、中四国、九州は損失を被りやすい。税財政上、中間的な地位を占める関西こそ、分権改革の具体案を提案し、その実現を働きかける役割を担うべきである。

さらに将来、広域連合や道州制など関西において府県を越える広域自治組織ができる場合、関西域内の基礎自治体間の財政調整機能を担うことも考えられるが、その際にも先の2つの方式の採用を検討し、いっそうの税源移譲による基礎自治体の財政的自立と関西全体の総合力の発揮を両立させて発展できるようにしなければならない。

## 第5章 広域的な自治組織のあり方

### (1) 府県を越える広域的課題への対応

#### 新しい広域自治組織の必要性

関西を住民にとっても企業にとっても、魅力ある地域へ発展させるために地方分権体制への改革を急がなければならない。その基本である「国と地方の役割分担」と「地方税財政制度」をどう改革すべきかについて前章までで提案した。

国と地方の役割分担の改革では、国の役割を限定することの重要性を強調したが、そのためには、国の本省庁や地方支分部局から地方に事務を移すための受け皿として、現行の府県や市町村だけでは不十分であり、府県を越えた広域自治組織のあり方を検討する必要があることを具体例で示した。また、地方税財政制度の改革についても、広域自治組織が国庫補助負担金廃止後の社会資本整備等の広域調整を担うことになれば、いっそうの税源移譲を行いやすくなる可能性があることを示唆した。

その意味において、関西において分権改革を大きく前進させるためには、府県を越える広域的課題に適宜適切に対応しうる何らかの広域自治組織が必要であり、そのための検討を避けて通ることはできない。

近年、国や他の地域においても、地方分権推進のために府県の枠を越えた広域自治組織が必要であるとの認識は徐々に高まってきている。

自民党も民主党も前回の参議院議員選挙に際し「政策マニフェスト」の中に道州制の実現をうたった。また、第28次地方制度調査会では、首相からの諮問を受けて新たな広域自治体として道州制の制度設計を進めている。しかし、道州制の実現には10年から20年という長い年月がかかる恐れがある。国に任せておいて果たして関西にとって望ましい広域自治組織ができるのかどうかも疑わしい。

分権改革は関西にとって差し迫った重要課題である。地方分権体制への移行を促進するために、新しい広域自治組織のあり方を関西で独自に検討し、全国にさきがけて実現する必要がある。

#### 広域的課題への対応の現状と問題点

府県を越える広域的課題への対応については、次に示すように、いずれの方式もそれぞれに問題点を抱えており、全体として現状では広域的課題に有効に対応できているとはいえない。

(a) 協議会方式は利害調整等に限界

関西が現在直面している広域的課題の多くは「協議会方式」で対処されている（その一部は後述の別表2参照）。特に、関西の2府7県3政令市と経済界の合意によって1999年に設立された「関西広域連携協議会」は、首脳が一堂に集う関西サミットを毎年開催しているほか、環境・観光・防災など広汎な連携事業を推進実行し、「関西はひとつ」をめざした広域的課題への総合的な取り組み組織として一定の成果を挙げている。

しかし、このような協議会方式の「緩やかな連携」では、自治体間の利害が対立・錯綜する課題に関しては、調整に時間を要したり、横並び思考に陥ったりして、戦略的な意思決定をスピーディーに行うには限界がある。さらに国の制度や財源と関係する場合は、国との折衝に膨大なエネルギーと時間と費用を要する。

(b) 国（地方支分部局を含む）直轄方式にも課題

国が直轄方式で地方の広域的課題を処理している分野もある。だが、この方式は全国の地方支分部局を通じて統一的ルールによって処理されるため、画一的で地方の特色を活かせない施策になりがちである。また、地方支分部局の意思決定は、住民選挙によって選ばれた長や議会を通じてなされるものではないため、直接的に地域住民の意思は反映し難い。

2001年の省庁再編を契機に、本省から地方支分部局への権限移譲が進められたものの、実質的には本省と出先機関との二重行政となっており、府県、市町村にとっては非常に非効率である。また縦割り行政の弊害も目立ち、省庁ごとに地方支分部局の管轄区域が異なる地方もあって、甚だ非効率な体制といわざるを得ない。

(c) 国と地方の規模別等による分担処理は非効率

地方の財政負担力や専門的能力等に配慮して、国と地方が規模別等により分担して処理している課題もあるが、国と地方がそれぞれの基準で処理しているため、総合性に欠け、非効率や無駄が生じているケースもある。

たとえば河川管理の問題である。現在、一級河川の管理は国土交通大臣が行うことと定められているが、そのうち大臣が指定する区間については都道府県や政令市に管理が委任されている。また、その他の河川は都道府県や市町村が管理している。流域全体として総合的、効率的な治水や利水を行う観点から、こうした国と地方に分かれた複雑な管理体制は問題がある。

また、許認可においても対象の面積規模等により国と地方に権限が分散している場合がある。このため、たとえば農業の効率的な持続発展のための優良な農地

の保全と、都市発展のための農地の開発の権限が、結果的に国と地方に分かれるといった状況を生じている。こうした権限配分の仕組みも地域による自立的な地域づくりを阻害する。

## (2) 広域地方制度に対する評価

### 地方公共団体の組合（一部事務組合と広域連合）

地方自治法では、広域的課題を処理するため、府県間の緩やかな連携を越えて、特別地方公共団体を設置することができる制度として「一部事務組合制度」と「広域連合制度」を定めている。

一部事務組合制度は、地方公共団体が各自治体の事務の一部を共同して処理するために組合を設立することができる制度である。ゴミ処理や消防を中心に広く利用されているが、同一の事務を持ち寄って共同処理する制度であるため制約がある。また、国から直接、権限移譲を受けることもできない。

広域連合制度は、さまざまな広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受け入れ体制を整備するため、1995年6月から施行された。広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成、実施できる。広域計画には、広域連合が処理する事務ばかりでなく構成自治体が処理すべき事務も盛り込むことができる。

一部事務組合と比べて多角的な事務処理が可能な点で柔軟性が高く、国から直接、事務権限の移譲を受けることができる点で地方の自立性を高める。また、広域連合の議会の議員や長は構成自治体の議員や長による間接選挙のほか、住民による直接選挙を行うこともできるため、住民意思を直接的に反映させることが可能である。しかし一方、広域連合は課税権をもつことができないという限界があり、構成自治体との関係において屋上屋を架すとの批判があり、運営面で非効率を生じる懸念があることは否めない。

なお、広域連合は2004年3月1日時点で82団体設置されているが、複数の都道府県による広域連合は設置実績がない。

### 都道府県合併制度

2005年4月1日施行予定の改正地方自治法により、特別の法律を制定することなく、関係都道府県が議会の議決を経て申請を行い、内閣が国会の承認を得て決定することにより都道府県合併が可能になる。従来は「都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律で定める」との地方自治法の規定しかなく、都道府県の発意による自主的合併の道が閉ざされていたので、この改正は地方と

して歓迎すべきである。

市町村合併が進み、政令市や中核市等が増えていけば府県の存在そのものを見直す必要性も高まる。府県を越える広域自治組織として府県合併は有力な選択肢の一つとなりうる。ただし、単なる合併にとどまり現在の国と府県との関係が変化しなければ地方分権は進まないから、たとえば合併府県には国からの権限・財源移譲を特別に認めるといった措置を国に要求していく必要がある。

### 道州制の制度設計

現在、第 28 次地方制度調査会において道州制の議論が進められている。これまで、いわゆる道州制については各方面から数多くの提案が行われてきており、その内容も国の総合的な地方支分部局とするものから連邦制に近いものまで、さまざまである。このため、国の調査審議機関が真正面からこの問題を取り上げ、道州制の制度設計についてまとめた提案を行う意義は大きい。もとより地方制度調査会の案がそのまま法案化される保障はなく、法案成立までには紆余曲折が予想されるが、世論を喚起し広域自治組織の必要性の是非を世に問うための重要なステップとなろう。

道州制の検討のあり方の詳細については、第 6 章において、地方制度調査会への要望として記述する。

## ( 3 ) 望ましい制度を選択する視点

### 大を小にする改革

府県を越える広域自治組織は、広域的課題に関して国から権限と財源を移し「地方のことは地方で決める」という視点が最も重要である。このため、広域自治組織は単に府県を大きくするだけであってはならず、また府県の事務を移すよりも国の事務を積極的に移すことが中心になるべきである。

したがって、府県を越える広域自治組織の創設は、いわば「小を大にする改革」ではなく「大を小にする改革」である。

従来からの府県事務は、まず可能な限り市町村に移し、残りを引き続き府県が行うか、広域自治組織に移すかを決めていく必要がある。府県の担当する事務が少なくなれば府県の存在そのものが問われる。いうまでもなく、国から事務を移す場合は、府県や市町村が直接受けるべきものは受け、残りを広域自治組織で受けるという補完性の原理を適用すれば、広域自治組織は府県や市町村と上下関係にはならない。

広域自治組織のための主な制度のうち協議会方式、広域連合方式、道州制の導

入を比較検討したとき、着手の容易さを重視した場合は協議会方式になるが、これはほぼ現状どおりであり、国からの権限・財源の受け皿となりえず、「大を小にする改革」を推進する意味合いは乏しい。

#### 多様で選択肢の多い制度

めまぐるしく変化し続ける現代社会においては、地域住民のニーズも今後さらに多様化、高度化し続けることが予想される。府県を越える広域自治組織もそれらに柔軟に対応していく必要があり、そのためには、「画一的で硬直的な制度」ではなく、地域の特性や時代の変化に応じて自由に選択していける「多様で選択肢の多い制度」であることが望ましい。

道州制の制度設計を行うに際しても、広域自治体と基礎自治体の二層制の地方制度を前提とする必要はない。関西の特色を発揮するためには過渡的であるにせよ、府県も残した三層制の道州制が望ましいとする意見もある。一方、三層制は非効率につながるという見方も根強いものがある。したがって、道州制は各地方が二層制か三層制かをそれぞれ選択できるフレキシブルな制度にするという方法もある。

#### 漸進的な改革

徹底した地方分権の体制として「地方のことは地方で決める」道州制は有力な選択肢だが、制度の内容と導入時期が不確定である。いずれ道州制が実現するとしても、それまで手を拱いているのではなく、他の手段で「漸進的な改革」を進めることを考えるべきである。

広域連合方式は、徹底した地方分権体制からみれば中途半端な制度ではあるが、複数の自治体が合意し決断をすれば今すぐに導入できる制度である。制度が抱える問題点は地域の熱意と工夫によって克服できる。広域連合を「受け皿」にすることで国からの権限と財源の移譲を具体的に要求することができる意義は大きい。地方の要求が簡単に通ることにはないとしても、粘り強い努力を続けることで徹底した地方分権体制への道が開ける。

#### (4) 府県を越える広域自治組織の具体案

もともと自立心の強い関西としては、いつ実現するかわからない国主導の制度改革を待つのではなく、望ましい地方分権体制への「漸進的な改革」に自ら取り組む必要がある。その一つの有力な手段として広域連合方式を積極的に検討すべきである。

当研究会において、関西の広域的課題を有効に処理する府県を越える広域自治組織として、地方自治法に基づく「関西広域連合」を設立する場合の試案を以下の通りまとめた。実施に向けては、より専門的かつ詳細な検討が必要である。

#### 広域連合を組織する自治体

地方自治法による広域連合は、これを組織する自治体（普通地方公共団体）が協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の許可を得て設立することができる。

関西の2府7県及び3政令市（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市）は、これまで近畿開発促進協議会、近畿ブロック知事会、関西広域連携協議会などにより広域連携の実績を積み重ねてきている。「関西広域連合」設立の検討にあつても、これまでの実績をさらに発展させる観点から、これらの自治体が揃って参加することが望ましい。

しかし、上記自治体の中には、関西以外のエリアとも広域的課題に取り組んでいるものがあり、結果として「関西広域連合」への加入は当面見合わせるという自治体が出てくるのは止むを得ない。広域連合は設立後に加入することも可能であり、欧州連合（EU）の長い歴史が示すように、将来的に関西の範囲が2府7県からさらに拡大することもあり得る。

#### 広域連合の処理する事務

広域連合は、地方自治体（普通地方公共団体）の事務で、広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関して、広域にわたる総合的な計画（広域計画）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置するものとされている。

下表は、「関西広域連合」において処理する事務の候補である。これらは、関西の2府7県3政令市の事務のうち、現に協議会方式等によって関係自治体間の広域的な連絡調整や共同的な処理が行われているものもあり、また、12自治体のすべてがかかわる事務もあれば、そのうちの一部の自治体のみがかかわっている事務もある（一つの広域連合で関係する自治体が異なる複数の事務を処理できる）。さらに、ほとんどの事務は国の許認可や補助金行政、あるいは直轄事業とのかかわりも持っており、地方分権のあり方とも密接にかかわる事務である。各事務に関係する府県・政令市、関連する現行の連携組織、関連法令を別表2に整理した。

区 分	事 務
関西地域の広域的な計画・調整に関する事務	国が作成している国土計画、近畿圏整備計画、社会資本整備重点計画などに、関西が主体的に選択と集中を図った重要プロジェクトを位置づけ、これを実施するために必要な権限移譲と財源措置等を国に要請する事務
	関西の都市と農村との広域的連携を強めて人材活用を進め、農村、山村、半島などの総合的な発展を図るための事務
	大規模災害・特殊災害の予防、救難、復旧等に関する広域的な体制の整備に関する事務
	関西文化学術研究都市、播磨科学公園都市、神戸医療産業都市、彩都(国際文化公園都市)などの研究開発拠点間の広域連携による関西リサーチ・コンプレックス構想の推進に関する事務
特定地域の整備再生の総合調整に関する事務	関西文化学術研究都市の広域的取り組みによる活性化の具体策に関する事務
	大阪湾臨海地域及び関連整備地域(大阪湾ベイエリア)における新たな取り組みの具体策に関する事務
	京阪神都市圏の都市再生プロジェクトの推進に関する事務
	琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクトの推進に関する事務
	関西の電力供給源である福井県のエネルギー研究開発拠点化プロジェクトの推進に関する事務
関西地域の産業競争力強化に関する事務	関西における内外企業の立地及び投資の促進を図るための優遇制度の広域調整やトップセールスに関する事務
	産学の連携による研究開発の推進並びに新産業創造戦略の企画立案及び総合調整に関する事務 ・ ライフサイエンス、バイオ産業の世界的拠点形成プロジェクト ・ 次世代ロボット産業の世界的拠点形成プロジェクト ・ 知的クラスター創成事業の広域連携及び成果の産業化
	観光産業の国際競争力の強化に資する内外の観光客誘致及び広域観光の推進に関する事務
	ベンチャー産業の創出・育成に向けた関西独自の資金調達制度の整備に関する事務
	広域交通基盤の整備と活用に関する事務
関西の高速道路ネットワークの整備促進と活用に関する事務 ・ 京阪神の都市高速道路 ・ 第二名神自動車道はじめ国土開発幹線自動車道 など	
本州四国連絡橋(明石鳴門ルート)の利用促進とこれを活用した地域発展方策に関する事務	
北陸新幹線、中央新幹線の建設促進に関する事務	
スーパー中核港湾に指定された神戸港、大阪港の国際競争力強化及び大阪湾内港湾の一体的運用に関する事務	

関西に関するその他の広域的な事務	関西全体の資産であるべき施設等の広域的な有効活用に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西文化学術研究都市の文化学術研究交流施設</li> <li>・ 日本万国博覧会記念公園</li> <li>・ 大型放射光施設 SPring-8</li> <li>・ 京都国立博物館、奈良国立博物館、国立民族学博物館、国際日本文化研究センターなど文化学術施設</li> </ul> 関西の広報及び関西からの情報発信を内外に重点的かつ強力に行う事務
------------------	---

広域連合の処理する事務は途中で変更・追加ができるから、小さく生んで大きく育てるという考え方で進めてもよい。たとえば、当初はもっぱら広域的な計画や調整にかかわる事務、交通・情報・エネルギーのネットワーク基盤の整備や研究開発拠点間の連携強化など関西の一体性をより強固にするために必要な分野、あるいは関西文化学術研究都市はじめ経済界とも共同で進めている特定地域の整備に関する事務などでスタートし、国からの権限・財源移譲の状況もみながら、順次、処理する事務を拡げていけばよい。もちろん、協議会方式で取り組んでいるものをすべて広域連合の事務にする必要はなく、協議会方式がふさわしいものは続けられればよい。

#### 国から広域連合への事務の移管

地方自治法によれば、国はその行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを当該広域連合が処理することとすること（事務の移管）を法律又は政令で定めることができる。また、都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、その長の権限に属する事務の一部で当該広域連合の事務に密接に関連するものを広域連合に移管するよう要請することができる。

「関西広域連合」として、この規定を活用し、積極的に国からの事務移管を要請し、関西の広域的課題を迅速に解決する有効な政策を自己決定し、実行できる体制を築いていくことが地方分権の推進に拍車をかける。

たとえば、広域連合が広域計画を策定して関西における計画・調整機能を十分に発揮するためには、国の各省庁に分散している各種計画策定権限やプロジェクトの認定権限を広域連合に移す必要があり、これに伴う財源と人材の移譲も含めて国に強く要請すべきである。構造改革特区や地域再生の仕組みを活用する際の権限、財源の受け皿にもなり得る。

また、当研究会では、国の地方支分部局の事務の再配分について検討し、第3

章にその具体案を示した。このうち「広域組織」が担うことが適当としたものを中心に、広域連合への事務移管を要請することが考えられる。また、「広域組織または府県市町村」で担うと区分したものは、事務を精査して広域連合で担うことがふさわしいものを選別する必要があるが、国への要請権を使っていったん広域連合への移管を実現し、さらに広域連合と府県との協議によって一部を府県や市町村に移管していくという方法をとることもできる。それらの候補は別表3のとおりである。

#### 広域連合の財政

広域連合では、その経費の支弁方法を規約に定める必要がある。一般的に掲げられる収入は、(a)分担金、(b)使用料及び手数料、(c)国の支出金、(d)財産収入、(e)地方債などである。

このうち、(a)分担金は、地方自治法では「分賦金」と呼ばれ、当該広域連合を組織する自治体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づいて分担しなければならない。実際には、広域連合が処理する事務ごとに、また経費の性質別にどの指標のいつの数値かを定めているケースが多い。なお、規約に基づく分賦金は、広域連合を組織する自治体が必要な予算上の措置を講じることが義務付けられている。

広域連合が処理する事務によっては、国の支出金(国庫補助負担金)を広域連合が直接受けることもできるが、それによって広域連合の政策決定が国によってコントロールされるようなことは望ましくない。また、投資的経費については地方債を発行することも考えられるが、その償還には分担金を充てることになる。

以上は現行地方自治法によって認められた広域連合の財源であるが、広域連合の設立によって地方分権を推進するという観点からは、広域連合が直接課税権をもてるよう制度改正を求めていくことも必要である。その際には、国及び府県から法人関係税を移譲し、企業にとって魅力ある地域づくりを行うための独自財源とすることが考えられる。さらに広域連合がその処理する事務に関して域内の府県や市町村間の財政調整機能を担う場合には、国からそれにふさわしい基幹税の税源移譲を受けなければならない。

#### 広域連合の議会と長

広域連合の議会の議員と長はいずれも選挙しなければならないが、その方法として、いわゆる直接選挙と間接選挙が規定されている。直接選挙は通常の自治体の長や議員の選挙と同様に住民(有権者)が投票する。間接選挙とは、議員の場合は広域連合を組織する自治体の議会で選挙し、長の場合は同じく広域連合を組

織する自治体の長が投票する方法である。ちなみに、これまでに設立された市町村による広域連合は、すべて間接選挙を採用し、広域連合を組織する市町村の長のうちの一人が広域連合長を兼務しているケースがほとんどである。

「関西広域連合」の議会と長の選挙方法は、「広域連合の処理する事務」の選択と合わせ、費用対効果も勘案して、これを組織する地方自治体で協議して決めることになる。なお、知事のうちの一人が広域連合長を兼務する場合は、長とは別に執行責任者（いわゆるシティマネージャー）を任命するという方法もある。その場合、執行責任者に民間人を起用することもできる。

さらに、広域連合の任意設置の機関として、長のもとに「政策諮問会議」を設置し、経済界、学界など民間有識者の意見を政策形成に反映させつつ、長や執行責任者が強力なリーダーシップを発揮できる仕組みを導入することも考えられる。

#### 広域連合の名称、事務所の位置

広域連合の名称に法的な制約はない。オーソドックスには「関西広域連合」が考えられる。

広域連合は事務所の位置も規約で定めることになっている。EUの本部がフランスやドイツではなくベルギーのブリュッセルに置かれことも参考にし、一方では交通の利便性など立地条件を考慮して決定することが望ましい。いわゆる分都方式で、処理する事務によって事務所を分散させる方法も考えられる。

#### 広域連合発足の時期

「広域連合の処理する事務」として何をとりあげるかを検討した後、必要な準備期間を見込んで発足の時期を決めればよい。しかしながら、関西が地方分権改革推進の旗手になる気概をもって、できるだけ早い時期に発足することをめざすべきである。

## 第6章 地方分権の進化をめざして

### (1) 地方制度調査会への要望

地方分権体制へ本格的に移行するためには、国の役割を限定し、地方のことは地方で決定できるよう必要にして十分な権限を与え、財政的な自立を確保するために税財政制度を改革しなければならない。国はこれらの制度改革に取り組む責務がある。関西は関西の特色を発揮しやすい制度のあり方を国に対して主張していく必要がある。

第28次地方制度調査会において道州制の制度設計が議論されていることは、既述のとおりである。調査会が検討を進められるに際して、特に次の諸点に配慮されるよう要望する。

#### 地方への権限移譲について

第27次地方制度調査会はその答申において、「道州制の導入に伴い、国の役割は真に国が果たすべきものに重点化し、その多くの権限を地方に移譲する」と述べている。これは、道州制を導入しなければ大幅な権限移譲はありえないとも受けとれる表現であり、そうであるならば誠に遺憾である。

道州制の導入いかに関わらず、国の役割を限定し、現在の府県や市町村に対しても大幅な権限と財源の移譲を進め、地方のことは地方に任せの方策を進めるべきだと考える。現在の市町村や府県を越える調整が必要なもの、より広域的な組織による処理が望ましいものについて、それが速やかに実行できる制度を準備すべきである。

#### 地方制度の二層制と三層制について

現在の地方制度調査会では、地方制度については広域自治体と基礎自治体の二層制を前提とする議論が行われており、道州は都道府県に「代わる」広域自治体とする説が有力である。関西経済連合会は、府県制を残したままで道州は都道府県を「越える」広域自治体とし、結果として地方制度を三層制にすることも選択できる制度を提案している。三層制にすれば多重行政になるという批判もあるが、道州、府県、市町村はそれぞれ上下関係ではなく対等・協力の役割分担関係にあるとする「補完性の原理」を徹底すれば多層は必ずしも多重を意味しない。また、大都市地域は二層制、府県による基礎自治体の補完を必要とするその他の地域は三層制といった制度も考えられる。

「地方制度の二層制、三層制」については当研究会においても全員が合意した

わけではないが、本来、国の役割を限定し「地方のことは地方にまかせる」分権体制に移行すれば、国が地方を細部にわたってコントロールする必要はないのだから、地方制度が全国一律でなければならない理由はない。少なくとも過渡的措置としては二層制と三層制の両方を用意し、どちらを選択するかは地方ごとに特色の発揮しやすい制度を住民が決めるフレキシブルな制度が望ましい。

あくまでも二層制に固執することにより「府県制存続か道州制導入か」の二者択一となって意見が錯綜し、肝心の国と地方の役割分担の改革や税財政制度改革が先送りされることを恐れる。

いま大切なことは、地方分権を確実に前進させることであり、基礎自治体の強化が必ずしも順調には進んでいない地方の実情も踏まえ、実現可能性を特に重視した提案が行われることを期待したい。

#### 道州の区域及びその決定方法について

道州制の導入に国民のコンセンサスが得られたとしても、道州の区域をどのように決めるかという問題は道州制の制度設計の中でも特に難しい問題として残る。道州の区域は、住民の意思をベースにした各都道府県の自主的な判断を尊重して決定すべきであると考え。全国一斉に道州制に移行するよりも準備が整った地方から導入するという漸進的な移行方法も考えるべきである。

#### (2) 関西から行動を起こす

この報告書がひとつの契機となって、関西から分権改革のうねりを高め、関係者の次なる行動を促すことを期待する。地方分権をさらに進化させるため、今後次のようなフォローアップが必要である。

#### 地方の結束によって国を動かす

国が行うべき制度改革を関西にとって望ましいものにするために、関西の自治体と経済界は協力してこれまで以上に積極的な提言活動を行うべきである。そのための素材が本報告書である。趣旨に則り、関西の総意を形成して他地域とも協力しつつ、改革の早期実行を国に要求しなければならない。

「三位一体の改革」が曲がりなりにも進んだのは首相の指導力と地方の結束力による。特に全国知事会ははじめ地方六団体が「国のため『小異を捨てて大同につく』精神で、一本化を図り」(地方六団体)「国庫補助負担金等に関する改革案」をとりまとめた意義は大きい。この経験を大切に、今後とも粘り強く地方分権推進のための具体案を、地方が主体的に取りまとめ政府にその実現を迫るべきである。関西の自治体と経済界は、その中で主導的な役割を果たすべきである。

#### 地方分権に関する研究の継続を

関西にとって望ましい地方分権体制「関西モデル」の内容の詳細についてはさらに研究を継続する必要がある。特に当研究会では踏み込みの足りなかった大都市制度のあり方や基礎自治体の今後のあり方、教育、福祉制度などについての研究である。

残された課題の中には、日常の行財政運営に携わっている自治体職員による専門的な分析・評価・検討が必要なものもある。大学やシンクタンクによる理論的、実証的な研究が必要なテーマもある。経済界としても将来のあるべき姿についていっそう議論を深め世論形成に努力しなければならない。

今回のような産官学のメンバーによる意見交換の場も貴重であり、何からの形で研究会が継承されることが望ましいとする参加メンバーからの意見もある。地方分権は一朝一夕に成るものではない。改革を加速するためにも、内容をより望ましいものにするためにも研究の継続とその成果の蓄積は欠かせない。

#### 広域自治組織の実現可能性の検討を

地方分権の残された課題について研究を続けることとあわせ、当研究会が試案として示した「府県を越える広域自治組織の具体案」については、関西において広域的に取り組む課題を明確にした上で、その実現可能性を詳細に検討するための専門委員会を速やかに設置すべきである。

専門委員会は自治体と経済界が共同で設置し、学識経験者の参加も求めて集中的に調査審議を行い、1年程度で結論を出すことが望ましい。

関西の総合力を発揮して関西を魅力ある地域として発展させるため、地方分権改革はできるだけ前倒しで実行する必要がある、そのための検討もスピーディーに行わなければならない。

以上



別表1 再編すべき地方支分部局の事務の再配分案

【厚生労働省】

地方支分部局	事務を担うべき主体	
	国	府県市町村
厚生労働省 近畿厚生局  [注：号数は厚生労働省設置法第四条第一項の号]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態への対処に関する事</li> <li>・感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関する事</li> <li>・原子爆弾被害者に対する援護に関する事</li> <li>・国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける医療の提供並びに研究及び研修に関する事</li> <li>・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に関する事</li> <li>・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関する事</li> <li>・健康保険事業に関する事(健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)</li> <li>・厚生年金基金、厚生年金基金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事</li> <li>・確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関する事</li> <li>・戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の指導及び監督に関する事</li> <li>・医師及び歯科医師に関する事</li> <li>・保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他医療関係者に関する事</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関する事</li> <li>・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具その他衛生用品の製造業、輸入販売業、販売業及び賃貸業(化粧品にあっては、研究及び開発に係る部分に限る。)の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>・国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関する事</li> <li>・栄養士、管理栄養士、調理師及び製菓衛生師に関する事</li> <li>・理容師、美容師及びクリーニング師に関する事</li> <li>・公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年)第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>・毒物及び劇物の取締りに関する事</li> <li>・薬剤師に関する事</li> <li>・飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事</li> <li>・販売の用に供する食品衛生法(昭和二十二年)第二条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第二十九条第一項に規定するおもちゃの取締りに関する事</li> <li>・第三号、第四号及び第九号から第三十九号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関する事</li> <li>・児童の心身の育成及び発達に関する事(第二十八条に定める事務[注：社会保険庁の所掌事務]に係る部分を除く。)</li> <li>・児童の保育及び養護並びに虐待の防止に関する事</li> <li>・前三号[注：第七十四号～第七十六号]に掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する事</li> <li>・児童の保健の向上に関する事</li> <li>・社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>・生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関する事</li> <li>・消費生活協同組合の事業に関する事</li> <li>・社会福祉士及び介護福祉士に関する事</li> <li>・障害者の福祉の増進に関する事</li> <li>・障害者の保健の向上に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">(右欄につづく)</p>

地方支分部局	事務を担うべき主体		
	国	府県市町村	
厚生労働省 府県労働局  [注：号数は厚生労働省 設置法第四条第一項の 号]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関する事</li> <li>・政府が管掌する雇用保険事業に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事</li> <li>・労働能率の増進に関する事</li> <li>・児童の使用の禁止に関する事</li> <li>・産業安全(鉱山における保安を除く。)に関する事</li> <li>・労働衛生に関する事(労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事を除く。)</li> <li>・労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事</li> <li>・労働者の保護及び福利厚生に関する事</li> <li>・労働力需給の調整に関する事</li> <li>・政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事</li> <li>・職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事</li> <li>・高齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関する事</li> <li>・障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事</li> <li>・地域雇用開発促進法(昭和六十二年)第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事</li> <li>・失業対策その他雇用機会の確保に関する事</li> <li>・雇用管理の改善に関する事</li> <li>・第五十二号から第六十一号までに掲げるもののほか、職業の安定に関する事</li> <li>・勤労青少年の福祉の増進に関する事</li> <li>・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事</li> <li>・育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事</li> <li>・短時間労働者の福祉の増進に関する事</li> <li>・家内労働者の福祉の増進に関する事</li> </ul> <p style="text-align: right;">(右欄につづく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族労働問題及び家事使用人に関する事</li> <li>・女性労働者の特性に係る労働問題に関する事</li> <li>・労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事</li> <li>・社会保険労務士に関する事</li> <li>・人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関する事</li> </ul>
地方支分部局	事務を担うべき主体		
	国	府県市町村	
社会保険庁 地方社会保険事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険事業(政府が管掌するものに限る。)の実施に関する事</li> <li>・政府が管掌する船員保険事業の実施に関する事</li> <li>・政府が管掌する厚生年金保険事業の実施に関する事</li> <li>・政府が管掌する国民年金事業の実施に関する事</li> <li>・所掌事務に係る国際協力に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の心身の育成及び発達に関する事(児童手当法(昭和四十六年)の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。)</li> <li>・社会保険労務士に関する事</li> <li>・医療保険の医療(老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。)に関する指導及び監督に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務(老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。)</li> </ul>

【農林水産省】

地方支分部局	事務を担うべき主体		
	国	府県市町村	
農林水産省 近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業信用基金協会の業務の監督に係るもの</li> <li>・主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること(納付金の徴収に係るものに限る。)</li> <li>・農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関すること</li> <li>・所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること</li> <li>・日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること</li> <li>・飲食料品(酒類を除く)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>・卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること</li> <li>・農畜産物(蚕糸を含む。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>・農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く)</li> <li>・農作物の作付体系の合理化に関すること</li> <li>・家畜(家きん及びみつばちを含む。以下同じ。)の改良及び増殖並びに取引に関すること</li> <li>・農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関すること</li> <li>・草地の整備に関すること</li> <li>・病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること(病中害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)</li> <li>・獣医師及び獣医療に関すること(獣医療に係るものに限る。)</li> <li>・肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品(蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関するものを除く。)</li> <li>・農業機械化の促進に関すること</li> <li>・農業経営の改善及び安定に関すること</li> <li>・農業を担うべき者の確保に関すること</li> <li>・農業労働に関すること</li> <li>・農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること</li> <li>・農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること</li> <li>・農業構造の改善に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関すること(助成に係るものに限る。)</li> <li>・農住組合の設立及び業務に関すること</li> <li>・農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること</li> <li>・中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること</li> <li>・土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること</li> <li>・農地の転用に関すること</li> <li>・農業水利に関すること</li> <li>・交換分合の指導及び助成に関すること</li> <li>・土地改良事業(かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう)に関すること</li> <li>・農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること</li> <li>・農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること</li> <li>・農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること</li> <li>・市民農園の整備の促進に関すること</li> <li>・農産物等(農産物価格安定法(昭和二十八年)第二条第一項に規定する農産物等をいう。)及び輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること</li> <li>・農産物検査法(昭和二十六年)の規定による農産物の検査に関すること</li> </ul>
	<p>広域組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること</li> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること</li> <li>・主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること</li> </ul>	<p>(右欄につづく)</p>	
地方支分部局	事務を担うべき主体		
	国	広域組織または府県市町村	
林野庁 近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること</li> <li>・林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること</li> </ul>	

【経済産業省】

地方支分部局	事務を担うべき主体			
	国	広域組織	広域組織または府県市町村	府県市町村
<p>経済産業省 近畿経済産業局</p> <p>[注：号数は経済産業省設置法第四条第一項の号]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場における経済取引に係る準則の整備に関すること</li> <li>地域振興整備公団の行う業務に関すること</li> <li>通商経済上の国際協力(経済協力を含む。)に関すること</li> <li>輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること</li> <li>通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること</li> <li>貿易保険に関すること</li> <li>条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること(防衛庁の所掌に属するものを除く。)</li> <li>第十三号から第二十号までに掲げるもののほか、通商に関すること</li> <li>工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に関すること</li> <li>計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること</li> <li>次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整に関すること(航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)</li> <li>鉄鋼、非鉄金属、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品、鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの(油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料(木材を除く。)を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代熱装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。)</li> </ul> <p>(右下欄につづく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済構造改革の推進に関すること</li> <li>産業構造の改善に関すること</li> <li>企業間関係その他の産業組織の改善に関すること</li> <li>第三号から第七号までに掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること</li> <li>鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関すること</li> <li>鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること</li> <li>商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること</li> <li>工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること</li> <li>物資の流通(輸送、保管及び保険を含む。)の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること</li> <li>商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関すること</li> <li>鉱物資源及びエネルギーに関する総合的な政策に関すること</li> <li>化学肥料(炭酸カルシウムを除く。)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代熱装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること</li> <li>民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること</li> <li>産業立地に関すること</li> <li>工業用水道事業の助成及び監督に関すること</li> <li>地域における商鉱工業一般の振興に関すること。鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること</li> <li>鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること</li> <li>前三号[第二十二号～第二十四号]に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>所掌に係る三業公害の防止対策の促進に関すること</li> <li>所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること</li> <li>所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること</li> <li>通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること</li> <li>情報処理の促進に関すること</li> <li>情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること</li> <li>弁理士に関すること</li> <li>省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること</li> <li>石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること</li> <li>石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>鉱害の賠償に関すること</li> <li>電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること</li> <li>電源開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと</li> <li>デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること</li> <li>所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること</li> <li>火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安(以下「産業保安」という。)の確保に関すること</li> <li>中小企業庁設置法(昭和二十三年)第四条に規定する事務</li> <li>エネルギーに関する原子力政策に関すること</li> <li>エネルギーとしての利用に関する原子力の技術開発に関すること</li> <li>原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること</li> <li>エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること</li> <li>所掌事務に係る国際協力に関すること</li> </ul>

【国土交通省】

地方支分部局	事務を担うべき主体			
	国	広域組織	広域組織または府県市町村	府県市町村
国土交通省 近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること</li> <li>官公庁施設の整備(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年)第九条の二第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること(基準の設定に係るものを除く。)</li> <li>建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること(運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。)</li> <li>飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること</li> </ul> <p>[ 印は、各号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的かつ政策的な企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年)第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。)の雪害の防除及び振興に関する総合的かつ政策的な企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>有料道路に関する事業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること</li> <li>社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進(公共事業の入札及び契約の改善を含む。)に関すること</li> <li>公共用地取得制度に関すること</li> <li>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年)の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと</li> <li>都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年)の規定による資金の貸付けに関すること</li> <li>河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること</li> <li>水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること</li> <li>公有水面の埋立て及び干拓に関すること</li> <li>海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること</li> <li>水防に関すること</li> <li>建築士に関すること</li> <li>建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること</li> <li>港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること</li> <li>航路の整備、保全及び管理に関すること</li> <li>地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと</li> <li>所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること</li> <li>測量業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>第四条第五十七号に規定する施策[注:流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること]に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の使用及び収用に関すること</li> <li>建設業(浄化槽工事業を含む。)の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること</li> <li>不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること</li> <li>宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること</li> <li>都市計画及び都市計画事業に関すること</li> <li>土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること</li> <li>駐車場及び自動車車庫に関すること(自動車車庫に係るものを除く。)</li> <li>都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)に関すること</li> <li>都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること</li> <li>市民農園の整備の促進に関すること</li> <li>下水道に関すること</li> <li>運河に関すること</li> <li>砂防に関すること</li> <li>地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関すること</li> <li>道路の整備、利用、保全その他の管理(これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。)に関すること</li> <li>住宅(その附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関すること</li> <li>建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に関すること(基準の設定に係るものを除く。)</li> <li>所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること</li> </ul>

地方支分部局	事務を担うべき主体			
	国	広域組織	広域組織または府県市町村	府県市町村
国土交通省 近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事</li> <li>政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事</li> <li>油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事</li> <li>船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事</li> <li>海洋の汚染及び海上災害の防止に関する事</li> <li>鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関する事</li> <li>鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関する事(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。)</li> <li>鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関する事</li> <li>貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>自動車ターミナルに関する事</li> <li>自動車の登録及び自動車抵当に関する事</li> <li>道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する事</li> <li>軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事</li> <li>水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>海事思想の普及及び宣伝に関する事</li> <li>船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事</li> <li>造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事</li> <li>旅行業、旅行業者代理業、通訳案内業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>ホテル及び旅館の登録に関する事</li> <li>駐車場及び自動車車庫に関する事(自動車車庫に係るものに限る。)</li> <li>自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>船舶のトン数の測度及び登録に関する事</li> <li>モーターボート競走に関する事</li> <li>船員の労働組合及び労働関係の調整に関する事</li> <li>船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事</li> <li>船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事</li> <li>船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事</li> <li>所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事</li> </ul>

別表2 広域連合の処理する事務の候補

区分	事務	関係地方公共団体	関連現行組織	関係法令	
関西地域の広域的な計画・調整に関する事務	国が作成している国土計画、近畿圏整備計画、社会資本整備重点計画などに、関西が主体的に選択と集中を図った重要プロジェクトを位置づけ、これを実施するために必要な権限移譲と財源措置等を国に要請する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	近畿開発促進協議会	国土総合開発法 近畿圏整備法 社会資本整備重点計画法	
	関西の都市と農村との広域的連携を強めて人材活用を進め、農村、山村、半島などの総合的な発展を図るための事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市			
	大規模災害・特殊災害の予防、救難、復旧等に関する広域的な体制の整備に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会 東南海・南海地震に関する府県連絡会 関西広域連携協議会	災害対策基本法 地震防災対策特別措置法 原子力災害対策特別措置法	
	関西文化学術研究都市、播磨科学公園都市、神戸医療産業都市、彩都(国際文化公園都市)などの研究開発拠点間の広域連携による関西リサーチ・コンプレックス構想の推進に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市			
特定地域の整備再生の総合調整に関する事務	関西文化学術研究都市の広域的取り組みによる活性化の具体策に関する事務	京都府、大阪府、奈良県	関西文化学術研究都市建設推進協議会 (財)関西文化学術研究都市推進機構	関西文化学術研究都市建設促進法	
	大阪湾臨海地域及び関連整備地域(大阪湾ベイエリア)における新たな取り組みの具体策に関する事務	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構 大阪湾再生推進会議	大阪湾臨海地域開発整備法	
	京阪神都市圏の都市再生プロジェクトの推進に関する事務	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市	京阪神都市圏再生会議		
	琵琶湖・淀川流域圏の再生プロジェクトの推進に関する事務	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、神戸市	琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会		
	関西の電力供給源である福井県のエネルギー研究開発拠点化プロジェクトの推進に関する事務	福井県	(財)若狭湾エネルギー研究センター		
関西地域の産業競争力強化に関する事務	関西における内外企業の立地及び投資の促進を図るための優遇制度の広域調整やトップセールスに関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	関西対日投資促進協議会 大阪外国企業誘致センター ひょうご投資サポートセンター 関西パートナーシップ協議会		
	産学の連携による研究開発の推進並びに新産業創造戦略の企画立案及び総合調整に関する事務	ライフサイエンス、バイオ産業の世界的拠点形成プロジェクト	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、京都市、神戸市	大阪圏ライフサイエンス推進協議会 関西バイオ推進会議	
		次世代ロボット産業の世界的拠点形成プロジェクト	京都府、大阪府、兵庫県 京都市、大阪市、神戸市	関西次世代ロボット推進会議	
		知的クラスター創成事業の広域連携及び成果の産業化	京都府、大阪府、奈良県、京都市、神戸市	関西広域クラスター合同本部	
		観光産業の国際競争力の強化に資する内外の観光客誘致及び広域観光の推進に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	関西広域連携協議会 関西国際観光推進センター	
	ベンチャー産業の創出・育成に向けた関西独自の資金調達制度の整備に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	大阪中小企業投資育成(株) 関西ニュービジネス協議会 大学発ベンチャー創出・支援ネットワーク近畿		

区分	事務	関係地方公共団体	関連現行組織	関係法令
広域交通基盤の整備と活用に関する事務	関西国際空港の国際競争力強化及び関西の空港の最適運用に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	関西国際空港全体構想促進協議会 関西国際空港に関する地方公共団体連絡協議会	空港整備法 関西国際空港株式会社法
	関西の高速道路ネットワークの整備促進と活用に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市		
	京阪神の都市高速道路	京都府、大阪府、兵庫県 京都市、大阪市、神戸市	京阪神都市圏再生会議	阪神高速道路公団法
	第二名神自動車道はじめ国土開発幹線自動車道など	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	第二名神自動車道建設促進協議会 敦賀舞鶴間道路整備促進期成同盟会 京奈和自動車道建設促進協議会	国土開発幹線自動車道建設法 高速自動車国道法
	本州四国連絡橋(明石鳴門ルート)の利用促進とこれを活用した地域発展方策に関する事務	大阪府、兵庫県、徳島県、 大阪市、神戸市		本州四国連絡橋公団法
	北陸新幹線、中央新幹線の建設促進に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、京都市、大阪市	北陸新幹線建設促進同盟会 リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会	全国新幹線鉄道整備法
	スーパー中枢港湾に指定された神戸港、大阪港の国際競争力強化及び大阪湾内港湾の一体的運用に関する事務	大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 大阪市、神戸市	阪神港広域連携協議会 大阪湾再生推進会議	港湾法
関西に関するその他の広域的な事務	関西全体の資産であるべき施設等の広域的な有効活用に関する事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市		
	関西文化学術研究都市の文化学術研究交流施設	京都府、大阪府、奈良県	(株)けいはんな	関西文化学術研究都市建設促進法
	日本万国博覧会記念公園	大阪府	(独)日本万国博覧会記念機構	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法
	大型放射光施設SPring-8	兵庫県	(財)高輝度光科学研究センター	特定放射光施設の共用の促進に関する法律
	京都国立博物館、奈良国立博物館、国立民族学博物館、国際日本文化研究センターなど文化学術施設	京都府、大阪府、奈良県 京都市	(独)国立博物館 (大学共同利用機関法人)人間文化機構	独立行政法人国立博物館法 国立大学法人法
	関西の広報及び関西からの情報発信を内外に重点的かつ強力に行う事務	三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市	関西広域連携協議会 関西国際広報センター	

別表3 国から広域連合に移管する事務の候補

地方支分部局	広域連合に移管する事務	広域連合に移管し、さらに府県への移管も考えられる事務
近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察教養施設の維持管理その他警察教養に関する事</li> <li>警察通信施設の維持管理その他警察通信に関する事</li> <li>犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関する事</li> <li>警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関する事</li> <li>地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案</li> <li>全国的な幹線道路における交通の規制に関する事</li> </ul>	
近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関する事</li> <li>電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事</li> <li>電波利用の促進に関する事</li> </ul>	
近畿財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ事業及び塩専売の発達、改善及び調整に関する事</li> </ul>	
近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関する事</li> <li>食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事</li> <li>主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関する事</li> </ul>	
近畿中国森林管理局		<ul style="list-style-type: none"> <li>民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関する事</li> <li>林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事</li> </ul>
近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済構造改革の推進に関する事</li> <li>産業構造の改善に関する事</li> <li>企業間関係その他の産業組織の改善に関する事</li> <li>業種に普遍的な産業政策に関する事</li> <li>工業用水道事業の助成及び監督に関する事</li> <li>鉱工業の科学技術に関する総合的な政策に関する事</li> <li>鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関する事</li> <li>商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関する事</li> <li>工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事</li> <li>化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関する事</li> <li>物資の流通(輸送、保管及び保険を含む。)の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関する事</li> <li>商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関する事</li> <li>民間における技術の開発に係る環境の整備に関する事</li> <li>産業立地に関する事</li> <li>地域における商鉱工業一般の振興に関する事</li> <li>鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関する事</li> <li>(その他) 鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する事</li> <li>所掌事務に係る資源の有効利用の確保に関する事</li> <li>所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事</li> <li>自転車競走及び小型自動車競走の施行に関する事</li> <li>通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関する事</li> <li>情報処理の促進に関する事</li> <li>情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関する事</li> <li>弁理士に関する事</li> </ul>
近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事</li> <li>大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事</li> <li>国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事</li> <li>豪雪地帯の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事</li> <li>有料道路に関する事業に関する事</li> <li>流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関する事</li> </ul> <p>[ 印は、各号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関する事 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事</li> <li>社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進(公共事業の入札及び契約の改善を含む。)に関する事</li> <li>公共用地取得制度に関する事</li> <li>公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行う事</li> <li>都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付けに関する事</li> <li>河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関する事</li> <li>水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事</li> <li>公有水面の埋立て及び干拓に関する事</li> <li>海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事</li> <li>水防に関する事</li> </ul>

地方支分部局	広域連合に移管する事務	広域連合に移管し、さらに府県への移管も考えられる事務
近畿地方整備局 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士に関すること</li> <li>・建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること</li> <li>・港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること</li> <li>・航路の整備、保全及び管理に関すること</li> <li>・地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと</li> <li>・所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること</li> <li>・測量業の発達、改善及び調整に関すること</li> </ul>
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること</li> <li>・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること</li> <li>・鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること</li> <li>・鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること</li> <li>・鉄道、軌道及び索道に関する事故の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に関すること</li> <li>・鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること</li> <li>・貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・自動車ターミナルに関すること</li> <li>・自動車の登録及び自動車抵当に関すること</li> <li>・道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること</li> <li>・軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること</li> <li>・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・海事思想の普及及び宣伝に関すること</li> <li>・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること</li> <li>・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること</li> <li>・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること</li> </ul>

(注)各地方支分部局の所掌事務のリストから選んでいるが、関西には該当しないものが一部含まれている。

# 付 属 資 料

## メンバーリスト

(順不同・敬称略)

### 関西分権改革研究会

(座長)

ダイキン工業 顧問 井上 義 國  
(関西経済連合会 地方分権委員会 委員長)

(アドバイザー)

大阪大学 大学院経済学研究科 教授 本間 正 明  
(経済財政諮問会議 議員)

(委員)

関西学院大学	経済学部 教授	林 宜 嗣
京都大学	大学院法学研究科 教授	真 淵 勝
近畿大学	経済学部 教授	中 井 英 雄
慶応義塾大学	商学部 教授	跡 田 直 澄
同志社大学	大学院総合政策科学研究科 教授	新 川 達 郎
徳島文理大学	総合政策学部 教授	野 村 隆
龍谷大学	法学部 教授	富 野 暉一郎
福井県	副知事	山 本 雅 俊
三重県	副知事	丸 山 浩 司
滋賀県	副知事	廣 田 義 治
京都府	副知事	佐 村 知 子
大阪府	副知事	梶 本 徳 彦
兵庫県	副知事	藤 本 和 弘
奈良県	副知事	西 尾 哲 夫
和歌山県	副知事	小佐田 昌 計
徳島県	副知事	木 村 正 裕
京都市	副市長	高 木 壽 一
大阪市	助役	土 崎 敏 夫
神戸市	助役	梶 本 日出夫
池田銀行	頭取	服 部 盛 隆
(関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長)		
住友信託銀行	会長	村 上 仁 志
(関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長)		
クボタ	相談役	土 橋 芳 邦
(関西経済連合会 地方分権委員会 副委員長)		

東洋紡績 ( 関西経済連合会	相談役 副会長 ( 地方分権委員会 担当 )	柴 田 稔
バンドー化学 ( 関西経済連合会	会長 副会長 ( 地方分権委員会 担当 )	雀 部 昌 吾
大阪ガス ( 関西経済同友会	顧問 統治能力確立委員会 委員長 )	山 田 廣 則
清風明育社 ( 関西経済同友会	理事長 地域主権推進委員会 委員長 )	平 岡 龍 人
サントリー ( 関西経済同友会	副社長 常任幹事 )	鳥 井 信 吾
堀場製作所 ( 京都商工会議所	会長 副会頭 )	堀 場 雅 夫
日本生命保険 ( 大阪商工会議所	顧問 副会頭 )	小 林 幹 司
三井住友銀行 ( 神戸商工会議所	特別顧問 副会頭・経済社会政策委員会 委員長 )	高 崎 正 弘
( オブザーバー )		
関西広域連携協議会	事務局長	田 中 英 俊
( 事務局 )		
関西経済連合会	理事・産業地域本部長	栗 山 和 郎
〃	地域グループ長	藤 原 幸 則
〃	地域グループ次長	長谷川 裕 子
〃	地域グループ副主任	大 川 あゆみ
〃	地域グループ	岡 本 哲 也
京都商工会議所	産業振興部長	龍 不可止
〃	産業振興部商工振興担当課長	才 寺 篤 司
大阪商工会議所	経済産業部長	児 玉 達 樹
〃	経済産業部経済担当課長	近 藤 博 宣
神戸商工会議所	理事・経済部長	計 谷 和 明
〃	経済部主査	大 塚 隆 生
関西経済同友会	企画調査部部長	梅 名 義 昭
関西経営者協会	事務局次長	中 井 正 郎

( 2005 年 1 月 6 日現在 )

## 役割分担ワーキンググループ

### (主査)

京都大学 大学院法学研究科 教授 真 淵 勝

### (メンバー)

関西学院大学 経済学部 教授 林 宜 嗣

同志社大学 大学院総合政策科学研究科 教授 新 川 達 郎

徳島文理大学 総合政策学部 教授 野 村 隆

龍谷大学 法学部 教授 富 野 暉一郎

福井県 総務部 人事企画課長 東 村 新 一

三重県 地域振興部 地方分権室長 橋 爪 彰 男

滋賀県 政策調整部 企画調整課長 瀬 古 良 勝

京都府 企画環境部 企画参事 重 松 千 昭

大阪府 総務部行政改革室 行政改革課長 新 井 純

兵庫県 県民政策部政策室 課長 中 塚 則 男

奈良県 総務部 行政経営課長 島 田 勝 則

和歌山県 企画部計画局企画総務課 課長 森 崇

徳島県 企画総務部総合政策室 企画監 蛭 多 克 好

京都市 総合企画局政策推進室 政策企画課長 鈴 木 知 史

大阪市 総務局行政部大都市制度等担当課長 山 本 剛 史

神戸市 企画調整局企画調整部 企画課長 広 瀬 朋 義

ダイキン工業 経営企画室 課長 藤 沢 勉

池田銀行 C S 営業部 地域渉外室長 佐 伯 光 一

住友信託銀行 業務部 審議役 石 原 博

クボタ 業務部 部長 高 橋 伸

東洋紡績 広報室 マネジャー 野 村 真喜雄

バンドー化学 経営企画部 部長代理 太 田 佳 明

清風明育社 専務理事 平 岡 憲 人

三井住友銀行 経営企画部金融調査室 上席推進役 木 村 康 平

### (オブザーバー)

関西広域連携協議会 企画第二部長 谷 田 孝太郎

(2005年1月6日現在)

## 税財政ワーキンググループ

### (主査)

近畿大学 経済学部 教授 中 井 英 雄

### (メンバー)

関西学院大学 経済学部 教授 林 宜 嗣

同志社大学 大学院総合政策科学研究科 教授 新 川 達 郎

徳島文理大学 総合政策学部 教授 野 村 隆

福井県 総務部 税務課長 油 谷 和 典

三重県 総務局 予算調整室長 大 林 清

滋賀県 総務部 予算調整課 課長 戸 梶 晃 輔

京都府 総務部 財政課長 金 谷 浩 志

大阪府 総務部 財政課長 五 味 裕 一

兵庫県 企画管理部企画調整局 財政課長 竹 本 明 正

奈良県 総務部 財政課長 松 谷 幸 和

和歌山県 総務部総務管理局財政課 課長 渡 部 康 人

徳島県 企画総務部 財政課長 志 田 文 毅

京都市 理財局財務部主計課 担当課長 木 村 繁

大阪市 財政局 財政改革プロジェクト室長 田 中 隆 司

神戸市 行財政局財政部 財務課長 今 西 正 男

ダイキン工業 経営企画室 課長 藤 沢 勉

池田銀行 C S 営業部 地域渉外室長 佐 伯 光 一

住友信託銀行 調査部長 金 木 利 公

クボタ 業務部 部長 高 橋 伸

関西電力 秘書室 マネジャー 長 尾 勝

バンドー化学 経営企画部 部長代理 太 田 佳 明

大阪ガス 秘書部経営調査室 課長 小 阪 英 世

清風明育社 専務理事 平 岡 憲 人

日本生命保険 本店広報室長 前 田 俊 哉

三井住友銀行 経営企画部金融調査室 上席推進役 木 村 康 平

### (オブザーバー)

関西広域連携協議会 企画第二部長 谷 田 孝太郎

(2005年1月6日現在)

## 広域地方制度作業チーム

(研究会座長)

ダイキン工業

顧問

井上義國

(リーダー)

慶応義塾大学

商学部 教授

跡田直澄

(メンバー)

行革国民会議

理事事務局長

並河信乃

関西学院大学

経済学部 教授

林宜嗣

京都大学

大学院法学研究科 教授

真淵勝

近畿大学

経済学部 教授

中井英雄

徳島文理大学

総合政策学部 教授

野村隆

住友信託銀行

会長

村上仁志

堀場製作所

会長

堀場雅夫

三井住友銀行

特別顧問

高崎正弘

(2005年1月6日現在)

## 会合開催実績

(講師の役職は開催日現在)

### 研究会

第 1 回	2003年 7月 3日	研究会の運営について意見交換
第 2 回	7月28日	「地方制度改革をめぐる動向と行方」 (講師) 国際基督教大学教授 西尾 勝 氏
第 3 回	8月28日	「税源移譲をめぐる動向と行方」 (講師) 東京大学大学院経済学研究科 教授 神野 直彦 氏
第 4 回	9月19日	検討課題と今後の運営方法について意見交換
第 5 回	10月27日	「分権時代の関西のあり方」 (講師) 財団法人 阪神・淡路大震災記念協会 理事長 貝原 俊民 氏
第 6 回	2004年 1月23日	「地方分権改革の行方」 (講師) 大阪大学大学院経済学研究科 教授 本間 正明 氏 ワーキンググループ中間とりまとめについて意見交換
第 7 回	3月16日	「市町村合併後の地方制度設計の視座 - 政令県構想を事例に - 」 (講師) 筑波大学社会工学系 教授 古川 俊一 氏
第 8 回	6月17日	関西州(産業再生)特区構想(案)について審議
第 9 回	8月 2日	ワーキンググループ第2次中間報告について 広域的な地方制度の改革について
第10回	9月 7日	広域地方制度に関するアンケートに基づく意見交換
第11回	11月25日	関西分権改革研究会報告書(案)について審議
第12回	12月16日	関西分権改革研究会報告書(案)について審議
第13回	2005年 1月 6日	関西分権改革研究会報告書(案)について審議、決定

### 広域地方制度作業チーム

第 1 回	2004年 5月20日	関西州特区構想(案)について意見交換 その他
第 2 回	6月 4日	関西州特区構想(案)について意見交換 その他
第 3 回	7月 9日	関西州(産業再生)特区構想について 広域地方制度改革に関する論点について
第 4 回	11月12日	関西分権改革研究会報告書(案) - 第5章 - について審議

(注) 第3回ならびに第4回は研究会メンバーに案内先を拡大して開催した。

## 役割分担ワーキンググループ

第 1 回	2003年 10月17日	当面の進め方について意見交換
第 2 回	11月17日	「国と地方の役割分担と地方財政制度の改革」 (講師) 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 森田 朗 氏
第 3 回	11月21日	「近畿経済産業局の業務について」 (講師) 経済産業省近畿経済産業局総務企画部 総務課課長補佐 花内 秀友 氏 「近畿地方整備局の業務について」 (講師) 国土交通省近畿地方整備局企画部 企画調整官 須見 徹太郎 氏
第 4 回	12月19日	地方支分部局の事務の再配分に関する調査(第1次、第2次) 回答結果の報告と意見交換 中間とりまとめについて意見交換
第 5 回	2004年 3月19日	地方支分部局の事務の再配分に関する調査(第3次)回答結果 にもとづく意見交換
第 6 回	5月14日	地方支分部局の事務の再配分に関する調査(第1次~第3次) 回答結果にもとづく意見交換
第 7 回	5月28日	「国と地方の役割分担改革 - 道路行政を事例に - 」 (講師) 法政大学法学部 教授 武藤 博己 氏
第 8 回	7月16日	メンバーアンケート回答結果について 第2次中間報告(案)について
第 9 回	11月 8日	関西分権改革研究会報告書(案) - 第2、3章 - について審議

## 税財政ワーキンググループ

第 1 回	2003年 10月14日	「地方財政分権への道筋」 (講師) 総務省交付税課長 岡本 全勝 氏 ワーキンググループの運営について意見交換
第 2 回	11月11日	国庫補助負担金の見直しについて意見交換
第 3 回	12月 9日	中間とりまとめについて意見交換
第 4 回	2004年 2月26日	今後の進め方について意見交換
第 5 回	3月30日	税源移譲に関する自治体によるシミュレーション事例の比較 について報告・意見交換 所得税、消費税、法人税に関する検討について意見交換 国庫補助負担金の廃止・見直しに関するアンケート結果につ いて報告
第 6 回	4月27日	税源移譲、税収分割、財政調整に関する論点について意見交換 国庫補助負担金の廃止・見直しに関するアンケート結果にも とづく意見交換
第 7 回	5月25日	税源移譲、税収分割、財政調整について意見交換 国庫補助負担金の廃止・見直しについて意見交換
第 8 回	9月14日	税源移譲シミュレーションについて意見交換 最終とりまとめのイメージについて意見交換
第 9 回	11月11日	関西分権改革研究会報告書(案) - 第4章 - について審議



関西分権改革研究会報告書

分権改革における関西のあり方

---

発行日 2005年1月11日  
発行者 関西分権改革研究会  
(分権改革における関西のあり方に関する研究会)  
問合せ先 社団法人 関西経済連合会  
〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27  
中之島センタービル30階  
電話 06-6441-0107(地域グループ)  
FAX 06-6441-0443  
<http://www.kankeiren.or.jp/>

---

印刷：あさひ高速印刷株式会社

